

第2期 富山市環境基本計画

2017－2026

後期基本計画

環境から創る活力と魅力あふれる都市とやま

令和4年3月

富山市

目次

計画の位置づけ	1
計画の担い手	2
計画の期間	2
計画の目標	3
施策の体系	4
分野別目標	8

目標1 | 人と自然が共生して健康で快適に暮らせるまち

1-1 水資源の保全・活用	8
1-2 生活環境の保全	15
1-3 森林・農地の保全・活用	20
1-4 生物多様性の保全	23

目標2 | 脱炭素・レジリエントな社会が構築されたまち

2-1 気候変動の緩和策の推進	27
2-2 気候変動の影響への適応	34

目標3 | 環境に配慮した省資源・循環型のまち

3-1 資源効率化・3Rの推進	37
3-2 廃棄物の適正処理の推進	41
3-3 エコタウンを核とした地域内循環の推進	43

環境から創る活力と魅力あふれる都市とやま

目標4 | 環境と人にやさしいコンパクトなまち

4-1 コンパクトなまちづくりの推進	46
4-2 環境負荷の少ない交通体系の構築	50
4-3 うるおいのあるまちづくりの推進	53
4-4 まちの景観・美観と歴史・文化の継承	56

目標5 | 持続可能な付加価値を創造し続けるまち

5-1 農林水産資源の高付加価値化	60
5-2 地域資源を活かした持続可能な地域づくり	64
5-3 広域的・国際的な支援・協力の推進	67
5-4 SDGs 達成に向けた脱炭素の取組みの推進	68

目標6 | 環境を支える人づくりと協働のまち

6-1 環境教育・学習の推進	72
6-2 協働による共生社会づくり	76

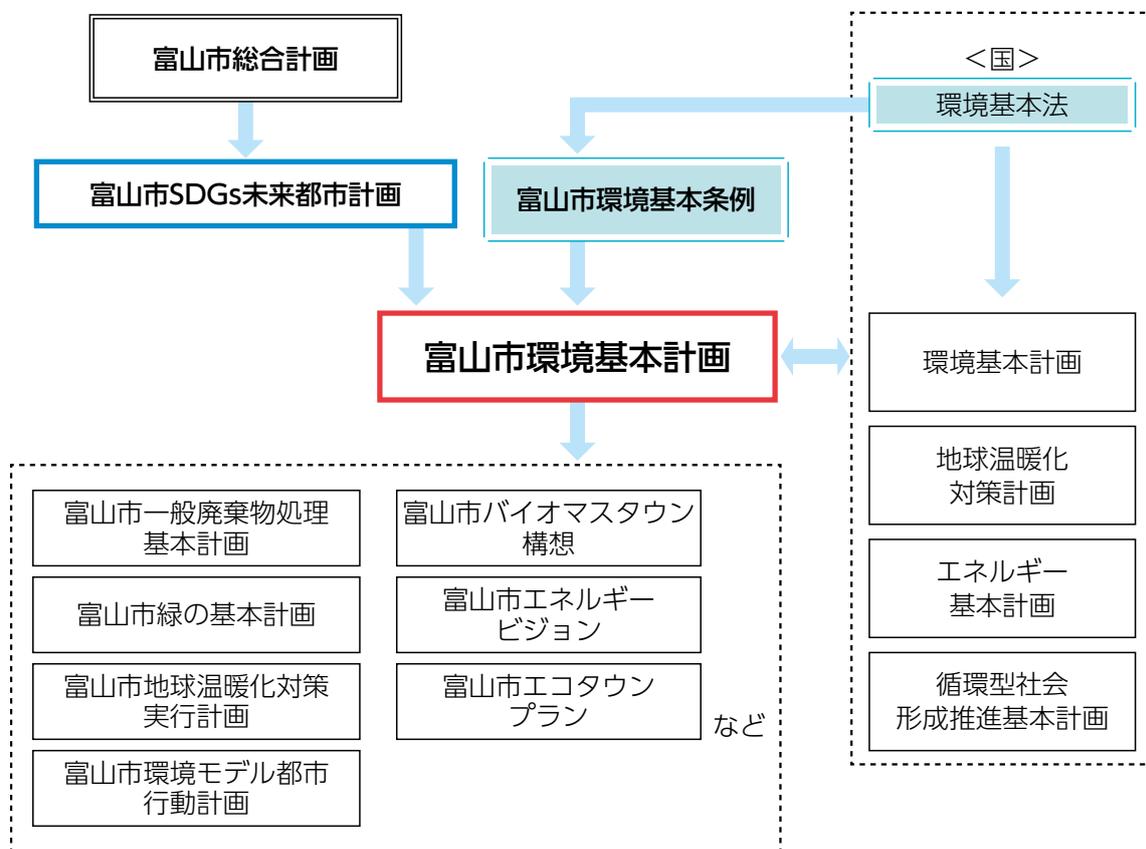
計画の位置づけ

計画策定の根拠

環境基本計画は、富山市環境基本条例第11条の規定に基づき、策定する基本計画です。

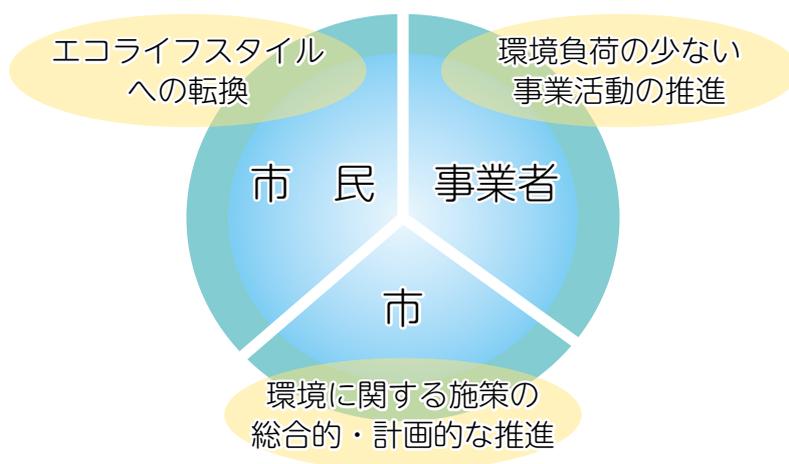
環境基本計画の役割

環境基本計画は「富山市総合計画」における環境部門の総合的な計画として位置づけられ、環境分野に関連する各種計画及び施策を立案する上で基本となるものです。



計画の担い手

持続可能な社会の実現のためには、市民、事業者、行政が一体となって、環境意識の醸成や地域環境活動を支える協働・人づくりを進めていくことが必要であり、本計画は、本市全ての人を対象とし、計画の実施は、行政だけでなく、市民、事業者も担うこととします。



計画の期間

計画の期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、計画の進捗状況を評価・分析し、5年後を目処に、必要に応じて計画を見直すものとします。

計画の目標

基本目標

環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま

分野別目標1 | 人と自然が共生して健康で快適に暮らせるまち

分野別目標2 | 脱炭素・レジリエントな社会が構築されたまち

分野別目標3 | 環境に配慮した省資源・循環型のまち

分野別目標4 | 環境と人にやさしいコンパクトなまち

分野別目標5 | 持続可能な付加価値を創造し続けるまち

分野別目標6 | 環境を支える人づくりと協働のまち

分野別目標1 | 人と自然が共生して健康で快適に暮らせるまち

| 1-1 水資源の保全・活用

1-1-1 水資源の保全・活用

1-1-2 地下水や地盤環境の保全

1-1-3 水質の保全

1-1-4 水辺環境の保全・活用

1-1-5 健全な水循環の確保

| 1-2 生活環境の保全

1-2-1 大気汚染の防止

1-2-2 騒音・振動の防止

1-2-3 悪臭の防止

1-2-4 土壌汚染の防止

1-2-5 化学物質対策の推進

1-2-6 空き家・空き地対策の推進

1-2-7 健康で快適な生活環境づくり

| 1-3 森林・農地の保全・活用

1-3-1 森林の保全・活用

1-3-2 農地の保全・活用

| 1-4 生物多様性の保全

1-4-1 身近な自然の保全・活用

1-4-2 生態系の保全

分野別目標2 | 脱炭素・レジリエントな社会が構築されたまち

2-1 気候変動の緩和策の推進

2-1-1 省エネルギーの推進

2-1-2 再生可能エネルギーの導入促進

2-1-3 温室効果ガスの吸収源対策

2-1-4 電動車等の普及促進

2-1-5 エネルギーの地産地消の推進

2-1-6 水素社会化の取組みの推進

2-1-7 公共の率先的な温暖化対策

2-2 気候変動の影響への適応

2-2-1 気候変動に適応した都市レジリエンスの推進

2-2-2 気候変動への適応の啓発と調査研究

分野別目標3 | 環境に配慮した省資源・循環型のまち

3-1 資源効率化・3Rの推進

3-1-1 ごみの減量化とリサイクルの推進

3-2 廃棄物の適正処理の推進

3-2-1 産業廃棄物の適正処理

3-2-2 不法投棄対策

3-3 エコタウンを核とした地域内循環の推進

3-3-1 エコタウン事業の充実

分野別目標4 | 環境と人にやさしいコンパクトなまち

4-1 コンパクトなまちづくりの推進

4-1-1 歩いて暮らせるまちづくり

4-1-2 まちなか及び公共交通沿線への居住推進

4-1-3 地域特性に応じたまちづくり

4-2 環境負荷の少ない交通体系の構築

4-2-1 まちづくりと一体となった公共交通網の形成と活性化

4-2-2 公共交通利用の促進

4-2-3 自転車利用の促進

4-3 うるおいのあるまちづくりの推進

4-3-1 憩いの場の創出と緑化の推進

4-3-2 水とみどりの保全・活用

4-4 まちの景観・美観と歴史・文化の継承

4-4-1 美しい景観の保全・創造

4-4-2 歴史・文化の継承

分野別目標5 | 持続可能な付加価値を創造し続けるまち

| 5-1 農林水産資源の高付加価値化

5-1-1 農林水産業の振興

5-1-2 地産地消の推進

5-1-3 6次産業化の推進

| 5-2 地域資源を活かした持続可能な地域づくり

5-2-1 地域特性に応じた自立・分散型コミュニティの形成

5-2-2 地域資源を活用した交流促進と活性化

| 5-3 広域的・国際的な支援・協力の推進

5-3-1 広域的・国際的な取組みの推進

| 5-4 SDGs 達成に向けた脱炭素の取組みの推進

5-4-1 SDGs 未来都市の推進に資する取組み

5-4-2 ゼロカーボンシティの実現に向けた取組み

5-4-3 環境モデル都市の取組みの推進

分野別目標6 | 環境を支える人づくりと協働のまち

| 6-1 環境教育・学習の推進

6-1-1 次世代の担い手への環境教育

6-1-2 環境学習の機会・場づくり

6-1-3 環境関連の情報発信

| 6-2 協働による共生社会づくり

6-2-1 エコライフ・エコ企業活動の推進

6-2-2 ボランティア・地域との協働

分野別目標

目標1 | 人と自然が共生して健康で快適に暮らせるまち

本市の広大で豊かな自然は、生き物の命を育み、様々な恵みをもたらしています。しかし、近年は、手入れが行き届かない森林や里山が増加し、森林が有する機能の低下が懸念されるなどの課題が生じています。

私たちは、豊かな自然の恵みを受け、良好な生活環境のなかで暮らしており、このような健康で快適に暮らせる生活環境を確保し、将来へ引き継いでいく必要があります。

そのため、本市の自然の豊かさや自然が持つ多様な価値を再認識し、森里川海のつながりや健全な水循環等を確保するとともに、自然の維持・回復にも資する環境リスクの低減や生態系の保全を通じて、人と自然が共生した健康で快適な暮らしの実現を目指します。

「人と自然が共生して健康で快適に暮らせるまち」を目標とし、「水資源の保全・活用」、「生活環境の保全」、「森林・農地の保全・活用」、「生物多様性の保全」を基本施策とします。

基本施策1-1 水資源の保全・活用

水は、生命の源で、日常生活や産業活動にも欠かせないものであり、限りある資源です。一般的に、水は、森林や農地等への降雨が土壌に保水されながら、地表水や地下水として流下し、河川や湖沼、海に流れながら大気中に蒸発して再び降雨となり、循環しています。

市内には、急峻な山々を水源とした神通川や常願寺川など大小の河川が富山湾まで注いでいます。私たちは豊かな水の恵みを受けており、水は愛着のある大切な資源になっています。

この水環境を地域の魅力ある資源として有効に活用するとともに、豊かな水環境に支えられた私たちの生活を将来に引き継ぎます。

現況と課題

■豊かな水環境

本市は、急峻な山々から富山湾に至るまで多くの河川が流れる豊富な水資源を有するほか、水量が多く水質も良好な地下水に恵まれています。

これらの水資源は、農業、工業、生活、消雪、水力発電など、様々な用途に利用されています。

私たちの元に届く水道水は、立山連峰をはじめとした、全国有数の豪雪地帯である山岳部の豊富な雪解け水や雨水を原水としています。

これらの原水は、豊かな森林の浄化作用や急峻な地形を流れ下ることなどによって、十分な酸素と適度のミネラルを含んでいることから、本市の水道水は、自然の恵みを受けたおいしい水となっています。

この水道水をペットボトルに詰めた「とやまの水」は、国際的な品質コンクール「モンドセ

▶図表2 とやまの名水

名 称	所 在 地	区 分
① 常願寺川の清流 <small>じょうがん じ がわ せいりゅう</small>	富山地域、大山地域	河 川
② 松川 <small>まつかわ</small>	富山地域	河 川
③ 石倉町の延命地蔵の水 <small>いしくらまち えんめい じ ぞう みず</small>	富山地域	井 戸
④ 中ノ寺の霊水 <small>なか の てら れいすい</small>	大山地域	湧 水
⑤ 有峰湖 <small>ありみね 湖</small>	大山地域	湖 沼
⑥ 常西合口用水 <small>じょうさいごうくちようすい</small>	富山地域、大山地域	用 水
⑦ 殿様清水 <small>とのさましやう ず</small>	大沢野地域	湧 水
⑧ 八木山の滝 <small>や き やま たき</small>	大沢野地域	湧 水
⑨ 神通峡 <small>じんづうきやう</small>	大沢野地域、細入地域	河 川
⑩ 桂の清水 <small>かつら しやう ず</small>	八尾地域	湧 水
⑪ 加持水 <small>か じ すい</small>	婦中地域	湧 水
⑫ 花山寺の霊水 <small>か ざん じ れいすい</small>	山田地域	湧 水
⑬ 朝日の滝 <small>あさひ たき</small>	婦中地域	湧 水

(出典) 富山県資料より作成

■地下水

地下水位については、近年、おおむね横ばいで推移していますが、地下水の採取量の増加や土地利用の変化等に伴う涵養量の減少により、地下水位の低下や地下水の塩水化といった地下水障害が懸念されています。

また、地下水の過剰な採取によって起こり得る地盤沈下の対策も推進する必要があります。

■水質

市内の河川の水質は、工場等の公害防止対策や下水道の整備などにより、全体として改善されてきています。

河川や運河、湖沼における水質測定の結果では、全ての環境基準点で環境基準に適合しています。

また、地下水や海水浴場の水質に関しても環境基準に適合しており、これらの水域については、今後も監視を続け、水質を保全していくことが大切です。

なお、富岩運河の河川水及び河川底質の項目については、ダイオキシン類が環境基準を超過しているため、運河の管理者である富山県で対策が進められています。

▶ 図表3 汚水処理人口普及率（令和2年度）

地域区分	行政区域内人口 (人)	下水道処理人口 (人)		農業集 落排水 等人口 (人)	合併浄化 槽人口 (人)	地域し 尿人口 (人)	合 計 (人)	汚水処 理人口 普及率 (%)	
		うち、水 洗化人口 (人)	水洗化 率 (%)						
富山地域	318,884	303,506	294,868	97.2	10,456	2,880	725	317,567	99.6
大沢野地域	21,562	17,311	16,825	97.2	971	2,303	0	20,585	95.5
大山地域	9,331	6,471	6,248	96.6	2,385	102	0	8,958	96.0
八尾地域	19,214	16,578	14,709	88.7	1,857	485	0	18,920	98.5
婦中地域	41,327	39,029	36,037	92.3	1,281	795	0	41,105	99.5
山田地域	1,357	899	879	97.8	399	59	0	1,357	100.0
細入地域	1,226	999	912	91.3	224	3	0	1,226	100.0
計	412,901	384,793	370,478	96.3	17,573	6,627	725	409,718	99.2

(出典) 富山市調べ

■ 水辺環境

河川の持つ美しい水辺や多彩な表情を持つ富山湾の海辺は、市民共通の資産として保全し、将来へ引き継がなければなりません。また、こうした水辺環境は、訪れた人に安らぎを与え、地域の魅力を高める貴重な資源として活用していく必要があります。

■ 健全な水循環

健全な水循環を維持または回復する上で、森林、河川、農地、都市等における貯留、涵養機能の維持及び向上を市域全体で図ることが不可欠です。

また、水循環に係る施設は、市民生活及び産業活動を支える重要な基盤であり、将来にわたり施設の機能、サービス水準及び安全性を確保するため、適切に維持管理・更新等を行っていくことが必要です。

私たちは、水の恩恵を享受し続けるため、一人ひとりが水の大切さや健全な水循環の重要性を理解し、自発的に水資源を大事にする行動をとっていくことが必要です。

施策

1-1 水資源の保全・活用

1-1-1 水資源の保全・活用

1-1-2 地下水や地盤環境の保全

1-1-3 水質の保全

1-1-4 水辺環境の保全・活用

1-1-5 健全な水循環の確保

1-1-1 水資源の保全・活用

水源地域における水環境への負荷軽減、水涵養など、水環境の総合的な保全を進めるとともに、健全な水循環を確保し、安全でおいしい水を供給します。

また、豊かな水資源を地域資源として活用した地域づくりやブランド化を進めます。

○水源の保全に関する啓発を進めます。

○水源涵養保安林などの整備を行います。

○水源の監視やパトロールを行い、水源地の汚染や自然破壊等を未然に防止します。

○農業用水等を活用した小水力発電の導入促進を図ります。

○本市の水道水は豊かな自然が生み出す安全・安心なおいしい水であることを積極的にPRし、市のイメージアップを図ります。

1-1-2 地下水や地盤環境の保全

地下水の適正利用及び涵養を推進し、地下水位の低下による障害の防止や地盤環境の保全を図ります。

○地下水位、地下水採取量、地下水の塩素イオン濃度などの監視・調査を継続します。

○雨水や融雪水の地下浸透を促し、地下水涵養を進めます。

○「富山県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水の合理的な利用を進めます。また、消雪設備の維持管理徹底の啓発を図ります。

1-1-3 水質の保全

河川や湖沼、海、地下水など様々な水環境において、水質監視や排水対策を進め、水質を保全します。

- 公共用水域の定期的・継続的な水質監視を行います。
- 底質環境の定期的・継続的な調査監視を行います。
- 富山県の水質環境計画（クリーンウォーター計画）、富山市生活排水処理基本計画に基づき、地域の特性に合わせた生活排水処理施設の整備を進めます。また、施設の機能保持に努め、水質を保全します。
- 事業所に対する立入調査・指導を行います。
- 合流式下水道の改善を進めます。
- 下水道未接続家屋への接続促進活動を実施します。
- 地下水の定期的・継続的なモニタリングを行います。
- 海水浴場の定期的・継続的な水質検査を実施します。
- 県と協力し、窒素・リンの削減など、富山湾の水質保全対策を進めます。
- ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を防止するため、ゴルフ場排水の水質検査と周辺の井戸調査を行います。
- 堆雪空間の確保など雪対策を推進し、河川への排雪投棄を防ぎます。
- 水質事故の未然防止対策を推進します。

1-1-4 水辺環境の保全・活用

市民共通の資産である水辺や海辺がもつ生態系や親水性に配慮し、水辺環境の保全や活用を進めます。

- 河川や海岸の美化、川や海の水生生物の保護を推進します。
- 国や県と連携し、河川や海の保全・整備に努めます。
- 環境に配慮した河川整備を実施します。
- 海や河川などの水辺環境を活かした交流活動やレクリエーション拠点の整備、景観や親水性に配慮した水辺空間の整備を進めます。

1-1-5 健全な水循環の確保

水資源は有限なため、川の上流から下流までの流域全体を考慮し、健全な水循環を確保します。

- 水資源に関する情報提供・啓発を行います。
- 節水や水利用の合理化・効率化、水の循環的利用を推進します。
- 雨水貯留施設などの整備を進めます。
- 水循環に関する情報収集に努めます。

目 標

指 標		現 況	目 標 (令和8年)
1-1	環境基準点の監視調査数 (水質)	8箇所 (R2)	現況値を維持する。
1-1	環境基準点の監視調査数 (地下水)	19箇所 (R2)	19箇所以上を維持する。
1-1	汚水処理人口普及率	99.2% (R2)	現況値より高くする。

市民の取組み

- 水や水源地への理解を深め、これらの大切さを家族や周りの人に広めます。
- 地盤沈下の未然防止のため、日常生活で節水を心がけます。
- 雨水の有効利用に努めます。
- 家庭から出る生活排水を適正に処理します。
- 身近な水辺環境を大切にします。
- 海や川での交流活動に参加します。
- 海岸や河川敷の環境保全に努めます。
- 下水道が整備されている場合は、早期に下水道へ接続します。

事業者の取組み

- 事業活動での節水に努めます。
- 上水・地下水利用は適正に行い、雨水や中水などの利用を図ります。
- 事業所の排水を適正に処理し、排水基準の遵守等、水質管理を徹底します。
- 有害な化学物質や重油等による河川や湖沼、海、地下水などの汚染を防止します。
- 建物や駐車場などの建築・改築・整備にあたっては、雨水の地下浸透が促されるよう配慮します。
- 農業用水等を活用した小水力発電の導入を検討します。

基本施策1-2 生活環境の保全

豊かな自然の恵みを受け、私たちは良好な生活環境のなかで暮らしています。

大気や土壌などが汚染されれば、人の健康や生態系に深刻な影響を及ぼす可能性もあり、回復も容易ではありません。

本市の良好な生活環境を将来に引き継ぐため、総合的な視点で健康で快適な生活環境を確保していきます。

現況と課題

■大気環境

本市では、大気汚染の状況を正確に把握するため、一般環境大気観測局5局、自動車排出ガス観測局2局及び補完局1局で、二酸化硫黄や二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素、炭化水素などを常時監視しているほか、うち1局ではベンゼンなどの有害大気汚染物質21物質の測定を実施しています。

なお、環境基準適合状況については、一般環境大気観測局の全てにおいて、光化学オキシダントが環境基準に不適合となっていますが、その他の物質は全ての項目で環境基準に適合しており、良好な状態が維持されています。

■騒音・振動

環境騒音等は38地点で測定しています。令和2年度の環境騒音の測定結果では、環境基準を昼間・夜間の両時間帯で達成しているものが91%となっています。

自動車騒音では、自動車走行台数の多い地点を中心に7地点で測定したところ、全ての地点で要請限度を超えない結果となっています。

また、道路交通振動については、11地点で測定したところ、全ての地点で要請限度を超えない結果となっています。

新幹線鉄道騒音・振動については、沿線6地点で測定したところ、騒音は3地点で環境基準を達成しています。振動は、全ての地点で指針値を超えない結果となっています。

■悪臭

本市では、悪臭発生源を有する事業所に対して、法に基づく立入調査や、工場・事業所の施設の適正な使用及び維持管理について指導を実施しています。

令和2年度は、延べ17事業所に立入調査を行い、敷地境界線の規制基準を超過した1事業所に対し改善を指導しました。

■ 土壌

本市では、土壌汚染対策法に基づき対策を実施しており、令和2年度に3,000m²以上の形質変更届が提出された件数は52件、同法に規定する要措置区域等に指定された区域はありませんでした。

また、土壌7地点でダイオキシン類の環境調査を実施した結果、全ての地点で環境基準に適合していました。

■ 化学物質

人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質はPRTR制度によって、取り扱う事業者が、管理や移動の量を毎年届け出ることが義務づけられています。事業者の届出データは、都道府県を經由して国に集められ、その他の発生源（家庭、農地、自動車など）からの排出量とあわせて公表されています。

■ 空き家・空き地

空き家については、廃屋化による外壁や屋根の破損等に伴う事故のおそれや、樹木等の繁茂による近隣住民への悪影響を及ぼすおそれが懸念されるケースが増加しており、適正な管理を進める必要があります。

また、空き地に繁茂した雑草の放置を規制し、良好な生活環境を保全していく必要があります。

■ 健康で快適な生活環境

本市がより住みやすく、誰からも選ばれるまちとなるため、食や健康の安心・安全に対するニーズに対応し、健康で快適に暮らせる生活環境づくりを進めていくことが必要です。

施策

1-2 生活環境の保全

1-2-1	大気汚染の防止
1-2-2	騒音・振動の防止
1-2-3	悪臭の防止
1-2-4	土壌汚染の防止
1-2-5	化学物質対策の推進
1-2-6	空き家・空き地対策の推進
1-2-7	健康で快適な生活環境づくり

1-2-1 大気汚染の防止

大気の監視や汚染の発生源に対する対策を行い、大気汚染を防止します。

- 大気汚染状況の監視を行います。
- 事業所に対する規制・指導、焼却炉の使用や野外焼却の監視・指導を行います。
- 自動車排出ガス対策を推進します。
- 工場・事業所のボイラーなど固定発生源対策を促進します。
- アスベストを使用する建築物の解体・改修事業者に対する規制・指導を行います。

1-2-2 騒音・振動の防止

騒音・振動について監視や規制・指導などを行い、静かで良好な環境を守ります。

- 道路交通騒音・振動を監視します。
- 新幹線鉄道騒音・振動を監視します。
- 事業所からの騒音・振動の規制・指導を行います。
- 建設作業などから発生する騒音・振動の未然防止対策を進めます。
- 公共交通機関の利用促進など、交通流対策を進め、交通量の削減や分散を図ります。
- 低騒音舗装や道路維持などにより、路面状況から発生する騒音や振動を緩和します。
- 工場と住宅の混在している地域において、土地利用の適正化を促進します。
- 近隣騒音の発生抑制に関する啓発を行います。

1-2-3 悪臭の防止

悪臭を防止します。

- 悪臭防止法や富山県公害防止条例に基づく規制の充実を図ります。
- 事業所に対して施設の適正管理を指導するなど、悪臭防止対策を進めます。

1-2-4 土壌汚染の防止

土壌汚染の被害・拡大を防ぎます。

- 有害物質の取り扱い事業所に対する汚染防止設備等の設置を促進します。
- 特定有害物質取り扱い施設の移転・建て替えに際して調査指導を行うとともに、汚染発覚時の浄化措置等の実施を徹底します。

1-2-5 化学物質対策の推進

様々な化学物質について、それぞれに適切な規制や管理などの徹底を図ります。

- 企業の自主的な管理・報告の徹底とリスクコミュニケーションを促進します。
- 化学物質に関する各種法律に基づいた排出事業者への指導を行います。
- 人の健康や生態系への影響が明確にされていない化学物質リスクの情報を収集するとともに、市民への情報提供を行います。

1-2-6 空き家・空き地対策の推進

空き家・空き地の適切な管理を推進します。

- 管理不全な空き家が発生しないよう、対策を検討します。
- 空き家の適正な管理について市民啓発に努めます。
- 空き地所有者等に対する適正管理についての指導に努めます。

1-2-7 健康で快適な生活環境づくり

市民が健康で快適に暮らせる生活環境づくりを進めます。

- 食の安心・安全の啓発を行います。
- 感染症、熱中症予防等の啓発を行います。
- 事業所の監視指導や検査体制の充実を図ります。
- 海洋プラスチックごみによる環境汚染については、富山湾の漂着ごみの約8割が陸域から排出されている現状を踏まえ、陸域のごみを削減する取り組みを行います。

目 標

指 標		現 況	目 標 (令和8年)
1-2	環境基準点の監視調査数 (大気・騒音・ダイオキシン類)	92箇所 (R2)	現況値を維持する。
1-2	事業所立入検査数	395事業所 (R2)	現況値を維持する。

市民の取組み

- 不要な自動車の使用をできるだけ控え、公共交通機関を利用します。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップなどエコドライブを心がけます。
- 騒音やペットなどによる迷惑をかけないように、近隣に配慮して、地域の静かな生活環境を守ります。
- 環境にやさしい電動車等を利用します。
- 空き家の適正管理に努めます。
- 雑草を除去するなど空き地の適正管理に努めます。
- 食の安心・安全に対する理解を深めます。
- 感染症や熱中症予防等に対する理解を深めます。

事業者の取組み

- 環境法令を遵守します。
- 業務用施設、空調、ボイラーなどは、省エネルギー型の設備を導入し、適正な維持管理により公害の発生を防止します。
- 環境にやさしい電動車等の導入を推進します。
- 不必要な自動車の使用を控え、自動車を使用する際は、エコドライブを徹底します。
- 建物の解体・建築などの工事に伴う粉じんや騒音・振動は、工法や工事用機械を工夫してできるだけ減らします。
- 土壌汚染や悪臭の防止に努めます。
- 建物の解体等にあたって、アスベスト飛散防止策を徹底します。
- 化学物質の適正管理を行うとともに、積極的な情報公開を行います。
- 従業員への感染症や熱中症予防等の啓発に取り組みます。

基本施策1-3 森林・農地の保全・活用

本市の面積の約7割を占めている森林は、様々な公益的機能を有しています。しかし、近年は手入れが行き届かない森林が増加し、森林が持つ環境保全や災害防止といった機能の低下が懸念されています。また、農地についても、農業者の高齢化や後継者不足により、多面的機能の低下が懸念される状況となっています。

森林や農地の有する様々な機能を有効に活用しながら、豊かな森林・農地を将来に引き継ぎます。

現況と課題

■森林

本市の森林面積は約86,315haであり、市域の約7割を占めています。このうち、約3割が国有林、7割が民有林となっています。

森林は、木材資源の生産のほかにも、豊かな水を育む、災害を防止する、憩いや学びの場を提供する、二酸化炭素を吸収して気候変動を和らげる、野生生物の生息域となり生物多様性を保全するなど、様々な公益的機能を有しており、こうした機能を将来に維持していくことが重要となっています。

しかし、中山間地域の過疎化や少子高齢化の進展に伴う森林管理の担い手の減少などから、森林や丘陵地の管理が行き届かず荒廃してきていることが懸念されています。

このため、林業生産・経営基盤の強化を通じた計画的な森林整備が必要となっています。また、森林の有する様々な機能を有効に活用し、森林資源の循環利用や持続可能な林業経営を展開するとともに、地域やボランティアとの協働により、森林の保全・活用に取り組む必要があります。

▶図表4 森林面積（令和元年度）

	総土地面積 (ha)	森林面積 (ha)				森林面積 の割合 (%)
		計	国有林	計		
				計	うち、人工林	
富山市	124,177	86,315	28,200	58,115	13,984	70
富山県	424,761	285,300	105,512	179,788	51,205	67

（出典）富山県「富山県森林・林業統計書（令和元年度版）」

■農地

農地面積は市域の約1割を占め、そのほとんどが水稻を中心とした水田です。農地や農業用水は、農作物の生産はもちろん、環境を保全する様々な機能を持っています。また、広々とした水田や棚田の風景は、地域の大切な資源です。

しかし、農業者の高齢化や後継者不足により、農業の担い手不足や耕作放棄地の増加が深刻化しており、多面的機能の低下が懸念される状況となっています。

このため、農業の効率化や担い手の育成とともに、農地の有する機能を活用した交流促進や地域の活性化等を図ることにより、農地の保全・活用に取り組む必要があります。

施策

1-3 森林・農地の保全・活用

1-3-1 森林の保全・活用

1-3-2 農地の保全・活用

1-3-1 森林の保全・活用

市民の参加や協力による森林・里山の維持管理や、森林資源の有効活用など、森林の保全・活用を図ります。

- 富山市森づくりプラン（富山市森林整備計画）に基づく計画的な森林の整備・保全を行います。
- 市民参加による森林や里山の整備・保全を推進します。
- 木質バイオマスや地域材の利用促進など、森林資源の有効活用を促進します。
- 森林や里山の持つ役割や保全活動の大切さについて、体験活動などを通じて普及啓発を行い、市民の理解や保全活動への参加を促進します。

1-3-2 農地の保全・活用

農業の活性化などにより、農地の保全・活用を進めます。

- 農業を振興し、農地の持つ多面的機能の維持を図るため、農業従事者がやりがいを持って農業に取り組める環境づくりに努めます。
- 中山間地域等直接支払制度などの事業を活用し、耕作放棄地の発生・増加の防止に努めます。

目標

指 標		現 況	目 標 (令和8年)
1-3-1	森林整備面積	267ha (R2)	310ha
1-3-1	間伐等実施面積	217ha (R2)	289ha
1-3-1	里山林整備延べ面積	156ha (R2)	214ha
1-3-1	呉羽丘陵放任竹林整備面積	1.79ha (R2)	4.0ha
1-3-1	竹林ボランティア活動参加者数	162人 (R1)	200人
1-3-1	森林ボランティア団体数	62団体 (R2)	68団体
1-3-2	中山間地域等直接支払制度の集落 協定締結面積	1,136.9ha (R2)	1,136.9ha

市民の取組み

- 森林や里山、棚田などの保全活動に積極的に参加します。
- 地域材への理解を深め、燃料としての利用や建築資材としての活用に努めます。
- 森林の公益的機能の重要性について理解します。
- 森づくりに関するボランティア活動に参加します。
- 中山間地域の持つ多面的機能についての理解を深めます。

事業者の取組み

- 地域材を積極的に利用します。
- 森林の有する価値を認識し、森林の整備・保全に努めます。
- 農地の復元や景観作物の栽培などにより、耕作放棄地の発生・増加の防止に努めます。

基本施策1-4 生物多様性の保全

本市は、東に立山連峰、南に北アルプスに続く山々、西は呉羽丘陵などの丘陵地が続き、北は富山湾に囲まれた変化に富んだ地形を有しており、そこに生息・生育する動植物も多種多様です。これらの自然は、私たちの生活に多くの恵みをもたらし、美しい景観や地域の身近な自然は、私たちの心の拠り所ともなっています。

この豊かな自然との共生を図り、将来に引き継ぎます。

現況と課題

■豊かな自然

市内には、東部の山岳地帯を中心に、豊かな自然が多く残っており、希少な生物も生息しています。豊かな自然は、生態系の保全とともに、市民が身近に自然と親しみ、安らぎを感じられる場としても重要な役割を果たしています。

豊かな自然を保護するとともに、その利用を推進するため、国は国立公園や国定公園を、富山県は県立自然公園（大山地域：中部山岳国立公園、有峰県立自然公園、八尾地域：白木水無県立自然公園）を指定しています。また、県では、身近で特色ある風景地を保全するとともに、その利用を増進するために県定公園を指定しています。

さらに、県では、天然林や貴重な野生生物を保護するために自然環境保全地域を指定しており、この地域内では自然を損なうおそれのある行為を禁止するとともに、保護のための施設を整備しています。

▶図表5 県定公園

名称	面積	地域	主たる観光地
神通峡県定公園	1,160ha	大沢野 細入	春日公園、寺家公園、猿倉山、御前山、片路峡
呉羽丘陵県定公園	487ha	富山	呉羽山、城山
立山山麓県定公園	980ha	大山	立山山麓、大品山、龍神の滝
牛岳県定公園	2,431ha	山田	牛岳スキー場、牛岳温泉

注：令和元年度末の状況

（出典）富山県「富山県統計年鑑」

▶ 図表6 自然環境保全地域

名称	面積	地域	主な保全対象
神通峡	152.68ha (45.04ha)	大沢野 細入	神通川のV字峡谷とウラジログシ、アカシデ林
深谷	8.48ha (1.75ha) [1.75ha]	八尾	オオミズゴケ、モウセンゴケ等の湿性植物の群生地とハッチョウトンボの生息地
日尾御前	34.94ha (34.94ha)	八尾	安山岩質凝灰岩の特異な地形と優れた天然林
常楽寺	10.99ha (0.70ha)	婦中	低山丘陵地にあるウラジログシの天然林

注1：()内は特別地区面積、[]内は野生動植物保護地区面積。

注2：令和元年度末の状況

(出典) 富山県「富山県統計年鑑」

■自然と人との共生

中山間地域の里山、農地、水辺などでは、豊かな自然と人の暮らしとの関わりの中で、自然と人との共生が図られていました。しかし、中山間地域における過疎化や少子高齢化の進展に伴い、近年、手入れが行き届かない里山林が増えていることなどから、里山でのイノシシ、サル等による農作物被害の拡大や、人里でのクマによる人身被害が懸念されています。

また、都市近郊では農地や自然の減少によるメダカなどの身近な生き物の減少、都市部でのカラスの増加による被害が懸念されています。

森里川海のつながりの維持及び回復と共に、生物の多様性を確保し、自然と人の共生を図っていくためには、産業、観光、教育、研究など多様な分野での生物資源の持続的な利用が不可欠であり、動植物、地形・地質、湧水などの自然環境を適切に保全していく必要があります。

本市では、国のレッドリスト及び富山県のレッドデータブックに選定されている希少な野生動植物の生息・生育が確認されており、富山市ファミリーパークにおいても、国の天然記念物ニホンライチョウの人工繁殖に向けた取組みなどを進めています。

今後、自然保護行政を効果的に行うために、科学博物館の活用や大学等の教育研究機関とも連携しながら様々な情報を蓄積・分析し、保全を推進していくことが必要です。

施策

1-4 生物多様性の保全

1-4-1 身近な自然の保全・活用

1-4-2 生態系の保全

1-4-1 身近な自然の保全・活用

市民が気軽に自然と親しめる場づくりなどを進め、身近な自然の保全・活用を図ります。

○人々が気軽に自然を体験することができる環境整備に努めます。

○生き物とのふれあいの場を確保します。

○人と生き物との共生についての意識啓発を図ります。

○市民が身近に自然と親しめる場の創出を図ります。

○県と協力し、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区の特別保護地区等について、パトロールや山岳トイレの整備などの支援により、保全を図ります。

1-4-2 生態系の保全

市民への生き物とふれあう機会の確保や普及啓発、環境にやさしい農業の推進など、生態系の保全を図ります。

○自然環境の現況を把握し、保全対策の強化に努めるとともに、総合的に生態系の保全を進める体制を整備します。

○将来的に森里川海をつなぎ、持続的にその恵みを得られるような管理のあり方を経済・社会システムに組み込むため、その実現に向けた活動を他の自治体と連携しながら展開します。

○林業基盤である林道や作業道の開設・改良は、生態系に配慮した整備に努めます。

○有害鳥獣について、県等と連携しながら発生原因を調査し、人身被害や農作物被害の対策・防止策を講じます。

○野生生物の不適切な捕獲や採取、外来種（移入種）による本来の生態系への悪影響及び生物の移動経路の分断、開発行為や農薬・化学肥料などによる生態系への悪影響の防止に努めます。

○ファミリーパークの整備などを通じて、市民が生き物とふれあう機会を創出します。

○海浜・河川敷の清掃や、川の生態系に関する教育・啓発活動を支援し、水辺の生態系を保

全します。

○生物多様性の保全に関する普及啓発により、市民の生態系保全活動への参加を促進します。

○市民参加による森林や里山の整備・保全を推進し、生態系の保全を図ります。

○環境保全型農業の取組みやエコファーマーの認定を推進します。

目標

指 標		現 況	目 標 (令和8年)
1-4-1	森林公園等整備	7箇所 (R2)	現況値を維持する。
1-4-2	竹林ボランティア活動参加者数 (再掲)	162人 (R1)	200人
1-4-2	ファミリーパークの入園者数	34.8万人 (R1)	34.8万人
1-4-2	環境保全型農業直接支払交付金対象 面積	128ha (R2)	148ha

市民の取組み

- 森林公園などを利用し、自然を楽しむ交流活動に参加します。
- 豊かな自然環境は、野生生物の生息域でもあることを十分認識し、行動します。
- 外来種のペットを飼育する場合は、飼育責任を果たします。
- 自然とのふれあいを大切にし、自然や生き物について積極的に学習するとともに、保全活動に参加します。
- 有害鳥獣対策では、捕獲対策や被害対策に協力します。

事業者の取組み

- 開発においては、生き物や生態系に十分配慮し、必要な保護や回復措置を講じます。
- 事業所内での木の植栽、ビオトープの造成や水田の冬期湛水管理などに取り組みます。
- 農薬・化学肥料は適正に使用し、環境保全型農業に取り組みます。

目標2 | 脱炭素・レジリエントな社会が構築されたまち

近年、世界的には豪雨・洪水・台風をはじめとする自然災害が激甚化しており、本市においても、記録的な大雪等の異常気象が多発し、市民の安心・安全な日常生活が脅かされており、気候変動対策の強化が求められています。

そうした中、令和2年10月、国による「2050年カーボンニュートラル」の表明を契機として、脱炭素（ゼロカーボン）の実現に向けた機運が高まる中、本市は令和3年3月、「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」のネクストステージを見据え、環境政策のさらなる強化により、持続可能なまちづくりの深化を図るため、2050年CO₂排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、あわせて、今後のゼロカーボンシティの実現に向けた方針・施策・温室効果ガス削減目標等を掲げた「富山市エネルギービジョン」を策定しました。

このため、本市では、再生可能エネルギーの導入促進と徹底的な省エネルギー対策をはじめとする気候変動の緩和に率先的に取り組むとともに、環境的にもレジリエントなまちづくりを中心とした適応策の推進を通じて、脱炭素で災害等にも強く、安全・安心な持続可能な社会の構築を目指します。

「脱炭素・レジリエントな社会が構築されたまち」を目標とし、「気候変動の緩和策の推進」、「気候変動の影響への適応」を基本施策とします。

基本施策2-1 気候変動の緩和策の推進

生活の豊かさを追求した社会経済活動が地球温暖化という地球規模の環境問題を引き起こし、多様かつ深刻な影響をもたらしています。よって、私たちは地球環境の有限性を認識し、ライフスタイルなどの見直しを行いつつ、持続可能で脱炭素な社会の構築を図っていかねばなりません。

本市は、平成21年3月に、「富山市環境モデル都市行動計画」を策定し、温室効果ガス削減目標の実現に向けた取組みをすすめています。令和元年度から令和5年度を計画期間とする「第3次行動計画」では、地球温暖化防止の更なる深化を図るため、「温室効果ガス排出削減量の目標設定の見直し」、「再生可能エネルギーの利活用の加速化」、「気候変動適応方針」を盛り込み、事業を推進します。

さらに、令和3年3月には、現計画の目標に掲げている2050年までに80%削減（2005年比）を上回る更なる取組みとして、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明するとともに、その実現に向けた施策や温室効果ガス削減目標などを定める「富山市エネルギービジョン」を策定しました。

現況と課題

■再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの推進

私たちの暮らしや社会に必要なエネルギーの大部分は、石油をはじめとする有限な化石燃料に依存していることから、その消費を抑制する再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化への取組み強化などが急務となっています。

エネルギー消費等に伴い発生する温室効果ガスは、地球温暖化をもたらす大きな要因となっており、本市全体の総排出量は減少しているものの、更なる削減に向けた取組みが求められています。

本市では、こうした課題に対応するため、家庭や企業に対する省エネルギー意識の啓発や、今後普及が望まれる省エネルギー設備の設置を促進するとともに、太陽光発電や小水力発電等による再生可能エネルギーの導入により、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指します。

▶図表7 本市の温室効果ガス排出量

		平成17年度 (2005年度)	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)
エネルギー部門	エネルギー転換	45,893t-CO ₂	54,063t-CO ₂	40,253t-CO ₂
	産 業	1,491,339t-CO ₂	1,252,504t-CO ₂	1,215,656t-CO ₂
	民 生	1,352,799t-CO ₂	1,349,485t-CO ₂	1,153,044t-CO ₂
	うち、家庭	709,257t-CO ₂	742,256t-CO ₂	648,943t-CO ₂
	うち、業務	631,936t-CO ₂	613,592t-CO ₂	492,856t-CO ₂
運 輸	960,147t-CO ₂	886,960t-CO ₂	847,795t-CO ₂	
非エネルギー部門	工業プロセス・廃棄物	245,632t-CO ₂	214,722t-CO ₂	205,855t-CO ₂
	メ タ ン	36,772t-CO ₂	34,052t-CO ₂	32,472t-CO ₂
	一 酸 化 二 窒 素	42,161t-CO ₂	37,616t-CO ₂	36,657t-CO ₂
代替フロン等3ガス		55,655t-CO ₂	115,210t-CO ₂	121,026t-CO ₂
森林吸収		▲182,974t-CO ₂	▲162,316t-CO ₂	▲139,770t-CO ₂
総排出量 (森林吸収含む)		4,047,424t-CO ₂	3,782,296t-CO ₂	3,512,988t-CO ₂

(出典) 富山市調べ

■再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠となっています。

このことから、本市では、導入可能量の大きい太陽光発電・中小水力発電・バイオマス発電の導入拡大について官民が連携して取組みを推進し、あわせて再生可能エネルギーの活用推進のために、蓄電リソースとの一体的な運用を図ります。

■温室効果ガスの吸収源対策

森林は、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素を吸収及び貯蔵する機能を有しており、森林整備や木材利用は地球温暖化対策の柱のひとつに位置づけられています。

森林面積が市域の約7割を占める本市では、計画的な森林整備により二酸化炭素を長期にわたり吸収・固定する森林を育て、また、木材・木質バイオマスの持続的な活用を進めるなどして、気候変動の緩和を図っていく必要があります。

■電動車等の普及促進

自動車は日常生活や企業活動に欠かせないものですが、自動車利用に伴う二酸化炭素の排出が地球温暖化につながるなど、様々な環境負荷を発生させます。

本市から排出される二酸化炭素のうち、運輸部門からの排出量は約24.1%（平成29年度）を占めており、環境性能に優れた電動車等の普及促進やエコドライブの実施など、環境に配慮した自動車利用を進め、温室効果ガスの排出抑制に努める必要があります。

■エネルギーの地産地消

資源の枯渇や地球温暖化といった問題に適切に対応し、脱炭素社会を構築していくためには、地域内の未利用資源を有効に活用するとともに、域内で生産されたエネルギーを域内で消費するエネルギーの地産地消を進めていく必要があります。

さらには、環境問題のみならず、経済・社会問題の同時解決により、ローカルSDGsの実現を目指す地域循環共生圏の構築に向けて、再生可能エネルギーに着目し、市内全域のエネルギー効率の改善を図ります。

■水素社会の実現に向けた取組み

水素は多様なエネルギー源から製造が可能で、また、利用段階で二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーであり、エネルギーの安定的な確保や環境負荷の低減などに大きく貢献する次世代のエネルギーとして利用拡大が期待されています。

本市では、水素と酸素から電気と熱をつくる家庭用燃料電池「エネファーム」の設置促進のほか、市内2か所に整備された水素ステーションを活用していくとともに、産官学等が連携・

協力を強化し、水素社会の実現に向けた取組みを推進していく必要があります。

■公共の率先的な取組み

令和3年6月に、自治体の建築物及び土地では、「太陽光発電設備を2030年に設置可能な建築物等の約50%、2040年に100%を目指すこと」を重点対策の一つとする「地域脱炭素ロードマップ」が示されるなど、地方自治体が地域の脱炭素化を先導することが盛り込まれたところです。

このことから、行政自らが事務事業の見直しや、環境負荷の低減などに配慮した効率的な運営を行うことはもとより、こうした国の動向を踏まえ公共施設での再生可能エネルギーの活用拡大、省エネルギー機器や設備の導入等について検討を進めます。

施策

2-1 気候変動の緩和策の推進

2-1-1 省エネルギーの推進

2-1-2 再生可能エネルギーの導入促進

2-1-3 温室効果ガスの吸収源対策

2-1-4 電動車等の普及促進

2-1-5 エネルギーの地産地消の推進

2-1-6 水素社会化の取組みの推進

2-1-7 公共の率先的な温暖化対策

2-1-1 省エネルギーの推進

市民・事業者・行政が一体となり、省エネルギー対策を推進します。

- 環境教育や出前講座を通じて、省エネ・省資源のライフスタイルの普及啓発を進めます。
- 「チームとやまし」の活動を通じた事業者・学校・地域・家庭などでの省エネルギーに関する取組みの連携・協力を促進します。
- 事業所や公共施設への省エネルギー設備の導入を推進します。

- エネファームや蓄電池など住宅用省エネルギー設備の導入を推進します。
- 建物における省エネ性能の向上を図り、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。
- コージェネレーションシステムの導入促進を図ります。

2-1-2 再生可能エネルギーの導入促進

豊かな自然を活かし、再生可能エネルギーの導入を推進します。

- ZEHの普及拡大により、住宅の省エネや太陽光発電の設置を促進します。
- 企業の太陽光発電事業を支援します。
- PPAモデルを活用した太陽光発電の拡大を図ります。
- 小水力発電の導入促進を図ります。
- バイオマスエネルギーの利用を進めます。

2-1-3 温室効果ガスの吸収源対策

森林を二酸化炭素の吸収源として有効に活用します。

- 市民、事業者、NPOなど多様な担い手と連携し、下草刈、間伐等の森林整備を計画的に実施し、森林の持つ公益的機能の維持増進に努めます。
- 森林機能の重要性に対する認識や森づくりへの参画意識の向上を図ります。
- 木材資源の地産地消を推進します。
- 地域間伐材を利用した木質ペレットの普及を推進します。
- 間伐材等のバイオマス発電への活用を推進します。

2-1-4 電動車等の普及促進

自動車利用時の環境負荷の低減に向けて、有効な対策を講じます。

- エコドライブの普及啓発を進めます。
- 環境にやさしい電動車等の普及を促進します。
- 電気自動車の中山間地域等への配置や、非常用電源としての活用など、車両の有用性をPRし、普及促進を図ります。
- 官・民による電気自動車用充電インフラの普及に向けた広域的な取組みとも連携しながら、その整備推進に努めます。

2-1-5 エネルギーの地産地消の推進

未利用資源の有効活用などを通じて、エネルギーの地産地消を進めます。

- 汚水の処理工程で発生する消化ガスの活用や、管渠を流れる汚水の熱エネルギーの有効利用を検討します。

- 地域内資源の循環や有効利用を図るために廃棄物発電の有効活用を検討します。
- 街区・地区単位でのエネルギーマネジメントの導入を検討します。
- 富山市型のエネルギー地産地消モデルを検討します。

2-1-6 水素社会化の取組みの推進

水素エネルギーの製造、供給、輸送、販売などの流通体系の構築など、水素利用の拡大に向けた取組みを進めます。

- 家庭用燃料電池「エネファーム」の設置を促進します。
- 水素ステーションの導入を支援し、水素利用の拡大に向けたインフラ整備を推進します。
- 燃料電池自動車の普及を促進します。
- 業務用・産業用燃料電池の普及促進など、水素の利用拡大に向けた検討を進めます。
- 本市における水素エネルギーの流通体系等の構築に向けた検討を進めます。

2-1-7 公共の率先的な温暖化対策

行政の責務として、率先的な温暖化対策を実施します。また、メタンやフロン類など二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出削減及び抑制対策を進めます。

- 「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減を図ります。
- 「富山市グリーン購入調達方針」に基づき、環境にやさしい物品購入を推進します。
- 公共施設への再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を積極的に進めます。
- 環境面に配慮した公共施設の配置を検討します。
- 家畜ふん尿の適正処理とともに、環境にやさしい農業を推進します。
- 資源効率化・3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、廃棄物の焼却による温室効果ガスの発生を抑制します。
- フロン類の適正な管理及び回収・処理を推進します。

目 標

指 標		現 況	目 標 (令和8年)
2-1	温室効果ガス排出量の削減割合 (基準年度H17年比)	13.2% (H29)	30% (R12)
2-1-3	バイオマス発電施設等への 間伐材搬入量	9,379m ³ (R2)	10,200m ³

市民の取組み

- 日常の暮らし方を転換し、省エネルギー型のエコライフに努めます。
- 冷暖房の温度設定や待機電力の削減など、家庭における省エネルギーを実践します。
- 家電製品等の買い替え時には省エネルギー設備を選択し、高効率エネルギーシステムの導入や、断熱化などにより、住宅の省エネルギー化を図ります。
- エネファームや蓄電池などの省エネルギー設備を設置します。
- 太陽光発電、太陽熱、地中熱利用システムなどの新エネルギー設備を設置します。
- 間伐材やバイオマス資源の有効活用のため、ペレットストーブの設置や廃食用油の回収に協力します。
- 環境にやさしい電動車等を利用します。
- 不要な自動車の使用をできるだけ控え、公共交通機関を利用します。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップなどエコドライブを心がけます。

事業者の取組み

- 事業所におけるエネルギー管理の徹底、省エネルギーを図ります。
- 省エネルギー設備の導入や建物の省エネルギー化、廃熱の有効利用を行います。
- 太陽光発電の設置や木質バイオマスの活用など、再生可能エネルギーの導入に努めます。
- グリーン購入を推進します。
- 不必要な自動車の使用を控え、自動車を使用する際は、エコドライブを徹底します。
- 環境にやさしい電動車等の導入を推進します。
- 自動車や空調機器等のフロン類の適正な管理及び回収を徹底します。

基本施策2-2 気候変動の影響への適応

近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動による様々な影響が顕在化しており、私たちは地球温暖化の抑制に加えて、このような避けがたい影響に適時的確に適応していく必要があります。

国では、気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会を構築するため、平成27年に「気候変動の影響への適応計画」を策定しており、地方においても、地域に応じた気候変動対策を進めていくことが求められています。

このことから、本市においても「環境モデル都市第3次行動計画」に基づき、市民や事業者に対する適応に関する普及啓発や市域への影響の把握調査に努めるなど、気候変動への適応により、都市レジリエンスの推進を図ってまいります。

現況と課題

■気候変動の影響に適応できるまちづくり

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書では、気候変動を抑制する場合には、温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減する必要があることが示されると同時に、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、気候変動の影響のリスクが高くなると予想されています。

このため、温室効果ガスの排出を抑制する気候変動の緩和だけでなく、すでに表れている影響や中長期的に避けられない影響に対し、防災をはじめとした様々な分野で気候変動への適応策を進めていく必要があります。

■気候変動の影響への適応対策

気候変動の適応は、健康、自然、生態系、農林水産業、水環境など様々な分野に関連しており、防災やまちづくり以外の分野でも適応策を検討・実施していく必要があります。また、気候変動への適応に関する調査研究や、市民・事業者の理解促進も求められています。

施策

2-2 気候変動の影響への適応

2-2-1 気候変動に適応した都市レジリエンスの推進

2-2-2 気候変動への適応の啓発と調査研究

2-2-1 気候変動に適応した都市レジリエンスの推進

気候変動の影響に適応できる都市レジリエンスを推進します。

- 施設（管路）の耐震化を進めるとともに、防災機能や危機管理体制の強化を図ります。
- 社会インフラの長寿命化・老朽化対策を進めます。
- 富山市浸水対策基本計画に基づき、まちの浸水対策に取り組みます。
- 急斜面地の崩壊や、土砂災害を防止します。
- 住宅・民間建物の耐震性向上を促進します。
- 災害時の備えとして、公共施設への再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を進めます。
- 地域のつながりを生かした共助を推進するため、自主防災組織の育成を図ります。
- 地域ごとの災害リスクを市民に理解していただくため、ハザードマップ等の周知を図ります。

2-2-2 気候変動への適応の啓発と調査研究

気候変動の影響への適応の啓発や調査研究を進めます。

- 感染症、熱中症予防等の啓発を行います。
- 市民や事業者に対して、気候変動への適応に関する情報発信や講習等の実施を検討し、理解の促進に努めます。
- 気候変動への適応の調査研究を進め、市域への影響の把握について検討します。
- 気候変動の影響に対する適応方針を検討します。

目 標

指 標		現 況	目 標 (令和8年)
2-2-1	配水幹線の耐震化率	62.4% (R2)	92%
2-2-1	大雨に対して安全である区域の面積の割合	77.2% (R2)	79%
2-2-1	自主防災組織の組織率	73.0% (R2)	80%

市民の取組み

- 木造住宅の耐震改修の重要性を理解します。
- 地域における防災活動に協力します。
- 再生可能エネルギーや省エネルギー設備の設置に努めます。
- 気候変動への適応について理解を深めます。

事業者の取組み

- 建物の耐震性の向上に努めます。
- 再生可能エネルギーや省エネルギー設備の設置に努めます。
- 気候変動への適応について理解を深めます。

目標3 | 環境に配慮した省資源・循環型のまち

平成28年5月に本市で開催されたG7富山環境大臣会合において、資源循環に関わる国際的な枠組みとして「富山物質循環フレームワーク」が採択されるなど、環境への負荷が少ない循環型社会の形成に向け、資源効率性を高めるとともに、消費者意識を行動につなげることを重視し、3Rを更に進めていくことが求められています。

また、エコタウン産業団地を核として、これまで整備された廃棄物処理・リサイクル施設的能力を十分に活かし、資源の地域内循環を図っていくことも必要です。

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルから、資源循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルに転換し、自然共生社会や脱炭素社会と調和した持続可能な社会の構築を目指します。

「環境に配慮した省資源・循環型のまち」を目標とし、「資源効率化・3Rの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「エコタウンを核とした地域内循環の推進」を基本施策とします。

基本施策3-1 資源効率化・3Rの推進

現在の大量消費・大量生産・大量廃棄型の経済社会活動は、資源の枯渇と廃棄物の最終処分場の逼迫を招いています。環境への負荷が少ない循環型のまちの形成に向け、多様なリサイクルの輪による資源効率化を図るとともに、消費者意識を行動につなげることを重視して3Rを推進します。

現況と課題

■一般廃棄物の排出状況

本市の一般廃棄物の総排出量は、平成28年度から減少傾向が続いており、令和2年度は15.8万トンで、平成28年度と比較しておよそ6千トン(3.7%)減少しました。その内訳として、生活系廃棄物の総排出量は10.7万トンと、平成28年度と比較して2.7%減となっています。

また、一般廃棄物の総排出量のうち、ペットボトルやプラスチック製容器包装など直接資源化された資源物及び富山地区広域圏クリーンセンターや富山地区広域圏リサイクルセンター等の中間処理施設で処理した後に発生する資源物の再生利用量は36,989トンで平成28年度と比較して10.3%の減少となっています。

事業系廃棄物の総排出量については5.1万トンと平成28年度と比較して5.7%減少しており、そのうち厨芥類や繊維類などの資源化量は1.5万トンで6.5%増となっています。

さらに、生ごみについて、生活系は13地区でリサイクル事業を実施しており、令和2年度の資源化量は0.7千トン、事業系生ごみの資源化量は4.1千トンとなっています。

引き続き、市民や事業者に対する分別排出やごみの減量、資源化の推進に向けた啓発活動に努め、廃棄物の排出抑制、減量化、循環利用及び適正処理を推進することによって、環境への負荷を低減する循環型社会を形成する必要があります。

▶ 図表8 一般廃棄物排出量の推移

年度	人口 [年度末住民 基本台帳人口] (人)	生活系						事業系				総計		再生 利用量 (t)
		可燃物	不燃物	資源物	埋立等	合計		可燃物	資源物	合計		排出量 (t)	前年度比 率(%)	
		排出量 (t)	排出量 (t)	排出量 (t)	排出量 (t)	排出量 (t)	前年度比 率(%)	排出量 (t)	排出量 (t)	排出量 (t)	前年度比 率(%)			
28	417,633	81,545	4,781	23,457	329	110,112	97.9	40,040	14,069	54,109	106.3	164,221	100.5	41,239
29	417,227	81,305	4,834	22,391	323	108,853	98.9	40,007	12,205	52,212	96.5	161,065	98.1	38,390
30	415,904	80,175	5,085	21,113	962	107,335	98.6	40,243	12,191	52,434	100.4	159,769	99.2	37,105
1	414,659	82,005	5,301	19,619	887	107,812	100.4	40,041	14,108	54,149	103.3	161,961	101.4	37,534
2	412,901	82,786	5,706	17,803	833	107,128	99.4	36,046	14,988	51,034	94.2	158,162	97.7	36,989

(出典) 富山市調べ

▶ 図表9 生活系資源物回収量の推移

年度	空き缶 (t)	空 び ん (t)	ペッ ト ボ ト ル (t)	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装 (t)	紙 製 器 包 装 (t)	古 紙 (t)	布 類 (t)	生 ご み (t)	側 溝 汚 泥 (t)	小 型 廃 家 電 (t)	廃 食 油 (t)	水 銀 使 用 製 品 (t)	集 団 回 収 (t)	合計	
														回収量 (t)	前年度比 率(%)
28	709	2,321	548	2,413	66	1,345	324	918	576	187	11	-	14,039	23,457	96.1
29	719	2,231	479	2,357	69	1,342	325	852	547	197	12	-	13,261	22,391	95.5
30	562	2,150	501	2,399	68	1,330	345	810	0	213	12	-	12,723	21,113	94.3
1	467	2,039	481	2,381	66	1,277	123	787	0	187	10	1	11,800	19,619	92.9
2	435	2,047	484	2,449	61	1,325	115	684	0	189	10	2	10,002	17,803	90.7

(出典) 富山市調べ

施策

3-1 資源効率化・3Rの推進

3-1-1 ごみの減量化とリサイクルの推進

3-1-1 ごみの減量化とリサイクルの推進

家庭や事業所から排出される一般廃棄物の3Rの普及啓発、食品ロスの削減促進などを通じて、資源効率性を高めます。

- 「富山市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の発生抑制などの対策を推進します。
- ごみを出さないライフスタイルの普及啓発を行います。
- 学校等に出向き、3R推進スクールを実施することで、資源循環やごみの排出抑制に関する教育を推進します。
- ごみの分別排出の徹底とスムーズな回収を行います。
- 事業系廃棄物の減量化を促進します。
- 食べきり運動などを通じて、食品ロスの削減を進めます。
- メーカーや小売店といった事業者の流通・販売過程における食品ロス対策を検討します。
- 適正処理困難物については、国や関係機関と連携しながら、適正処理を進めます。
- 「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の広域処理に係る適正な連携体制の構築を進めます。

目標

指 標		現 況	目 標 (令和8年)
3-1-1	市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量	709g (R2)	674g
3-1-1	一般廃棄物の再生利用率	23.4% (R2)	26%
3-1-1	一般廃棄物最終処分量	15,614トン (R2)	11,065トン
3-1-1	事業系ごみの年間焼却処理量	40,041トン (R1)	37,279トン

市民の取組み

- 市の啓発活動への関心を持ち、ごみの減量・資源化へ積極的に取り組みます。
- ごみ出しのルールを守り、正しく分別します。
- 地域での資源集団回収やフリーマーケット、不用品交換などに参加・協力します。
- 食べ残しを減らし、食品ロスの削減に努めます。

事業者の取組み

- 長期間使用できる製品やリサイクル可能な製品・容器、再生品等の開発・製造・販売に努めます。
- 原材料の調達や事務用品などの物品購入は、グリーン購入を推進します。
- 「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」を遵守します。
- ごみや古紙などの分別を行い、廃棄物の減量・資源化に取り組めます。
- 自社廃棄物の発生から処分までの把握、再生原料の利用、リサイクル製品の使用など、廃棄物の減量・循環利用に積極的に取り組みます。
- 食べきり運動などに協力し、食品ロスの削減に努めます。

基本施策3-2 廃棄物の適正処理の推進

円滑な資源循環を図り、環境への負荷が少ない循環型のまちの基盤を強化するため、産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、産業廃棄物の大規模な不法投棄を発生させないため、今後もパトロールなど不法投棄防止に向けた取組みを推進します。

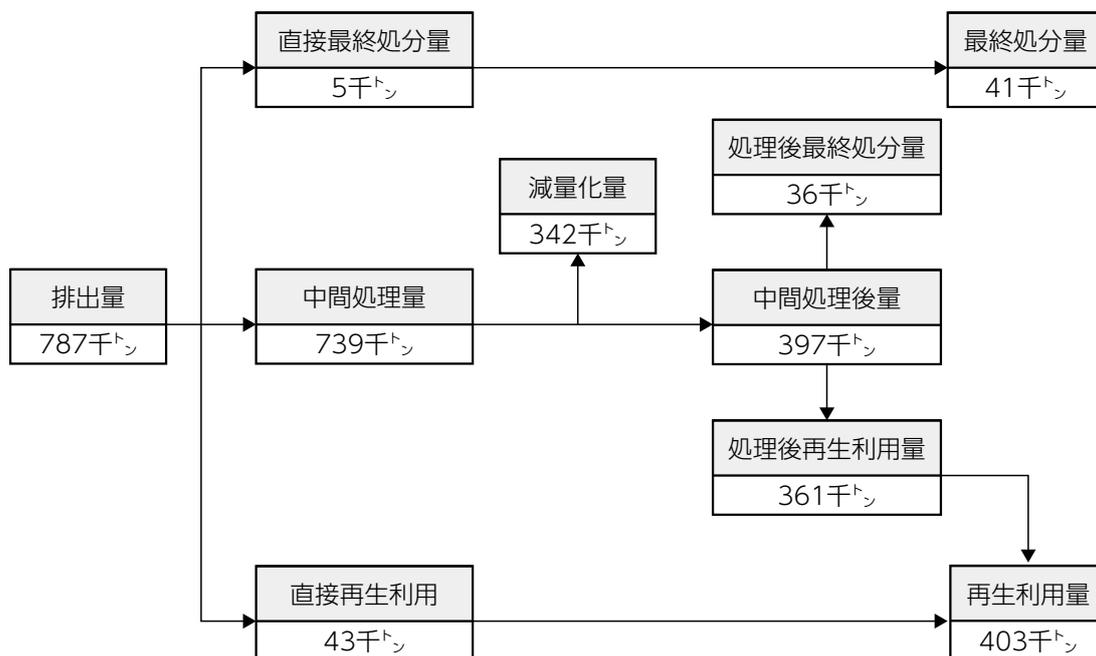
現況と課題

■ 産業廃棄物の排出状況と減量化・循環率

本市における令和元年度の産業廃棄物発生量は78.7万トンで、種類別では有機性汚泥、業種別では建設業が最も多くなっています。

その処理処分状況をみると、中間処理により34.2万トンが減量化され、40.3万トンがリサイクルされた結果、減量化・資源化利用率は94.7%となっており、残りの4.1万トンが埋め立て処分されています。

▶ 図表10 産業廃棄物の処理処分状況（令和元年度）



(出典) 富山市調べ

注) 各項目の数値は、四捨五入した値を使用しているため、総数と個々の合計とは一致しない場合があります。

■不法投棄数

本市では、職員によるパトロール等のほか、平成21年度からは、不法投棄が行われやすい河川敷や山間地、過去に不法投棄が発見された箇所等への重点的な巡回事業を委託により実施し、新たな不法投棄の未然防止、及び投棄された物の早期発見に努めています。

平成21年度288件だった不法投棄数は、令和2年度は108件と減少していますが、依然として不法投棄は後を絶たない状況にあります。

施策

3-2 廃棄物の適正処理の推進

3-2-1 産業廃棄物の適正処理

3-2-2 不法投棄対策

3-2-1 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の減量や適正処理について、監視・指導を行います。

- 国や県と協力し、産業廃棄物の発生抑制及び減量化対策を推進します。
- 産業廃棄物の発生・移動、処理・処分の状況を把握します。
- 産業廃棄物の適正処理が徹底されるよう、定期的な立入調査を行います。
- 廃棄物処理施設や処理業の許可は、関係する各部局と協議のうえ、適正かつ慎重に行い、環境への悪影響を未然に防止します。

3-2-2 不法投棄対策

廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止します。

- 排出事業者に対する排出者責任と適正処理の徹底を指導します。
- パトロールや立入調査を実施し、不法投棄や不適正処理を防ぎます。

目標

指 標		現 況	目 標 (令和8年)
3-2-1	産業廃棄物循環利用率	50.2% (R1)	53%
3-2-1	不適正処理指導率	6.4% (R1)	5%
3-2-1	産業廃棄物排出事業者等への立入 検査件数	264件 (R1)	300件

市民の取組み

- ・ 廃棄物の適正処理に努めます。
- ・ 不法投棄や不適正処理を発見した場合は市や関係機関に通報します。

事業者の取組み

- ・ 「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」を遵守します。
- ・ 廃棄物の不法投棄や野外焼却は行いません。

基本施策3-3 エコタウンを核とした地域内循環の推進

エコタウン事業の充実により、エコタウン産業団地を核とした資源の地域内循環を推進し、環境に配慮した省資源・循環型のまちの実現を目指します。

現況と課題

■エコタウン事業の状況

本市では北部地域に資源循環施設の拠点として約18haの「エコタウン産業団地」を設置し、リサイクル施設を集約するとともに、エネルギー利用も含め団地内のゼロエミッション化を進めています。

第1期事業として平成15年度にハイブリッド型廃プラスチックリサイクル施設、木質系廃棄物リサイクル施設、生ごみ及び剪定枝リサイクル施設、自動車リサイクル施設の4つが操業を開始しました。

また、第2期事業として平成17年度に廃合成ゴムリサイクル施設、平成18年度に難処理繊維及び混合廃プラスチックリサイクル施設、廃食用油リサイクル施設、平成22年度に廃棄物エネルギーセンター施設の4つが操業を開始するなど、現在8つのリサイクル施設、7企業が立地し、地域内循環の取組みを進めています。

団地内では、各事業所でのリサイクル製品の製造や処理過程で発生するエネルギーの有効利用のほか、エコタウン内事業所間でのリサイクル製品の活用をはじめ、エコタウン内外の事業所への熱エネルギーや電気エネルギーの提供など、事業所間においてもリサイクルの推進を図っています。

施策

3-3 エコタウンを核とした地域内循環の推進

3-3-1 エコタウン事業の充実

3-3-1 エコタウン事業の充実

本市のエコタウン事業を総合的に進め、資源の地域内循環等の推進や周辺地域の活性化に貢献します。

- エコタウン事業者との環境保全協定に基づき、地域の環境保全を図ります。
- エコタウン交流推進センターを中心にエコタウンに関する情報等を発信します。
- 地域の環境保全活動や環境教育・学習の拠点施設であるエコタウン交流推進センターの活動の充実を図るとともに、関連イベントとの連携等によりセンターの活性化に努めます。
- エコタウン産業団地内外の事業所へのエネルギー供給を促進します。
- 循環ビジネスのさらなる活性化に向けた検討を行います。

目標

	指 標	現 況	目 標 (令和8年)
3-3-1	エコタウン交流推進センター 利用者数	7,827人 (R1)	8,500人

市民の取組み

- エコタウン交流推進センターを利用し、3Rについて理解を深めます。

事業者の取組み

- リサイクル製品の有効利用など、エコタウン産業団地内でのゼロエミッション化を進めます。

目標4 | 環境と人にやさしいコンパクトなまち

本市は人口減少と少子・超高齢社会の本格的な到来を見据え、健康・医療・福祉との連携や、農山村部の集落機能の維持など地域特性にも配慮しながら、各地域のストックを活かした「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」の実現を目指しています。

歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めることで、公共交通機関及び自転車の利用促進など、環境にやさしいライフスタイルへの転換をより一層図っていく必要があります。

また、都市緑化による水とみどりあふれるまちづくりの推進をはじめ、質の高い都市景観、美しいまち並みなどの富山市らしさを歴史・文化とともに継承していくことが大切です。

「環境と人にやさしいコンパクトなまち」を目標とし、「コンパクトなまちづくりの推進」、「環境負荷の少ない交通体系の構築」、「うるおいのあるまちづくりの推進」、「まちの景観・美観と歴史・文化の継承」を基本施策とします。

基本施策4-1 コンパクトなまちづくりの推進

本市は、これまで人口の増加とともに、富山平野を中心とした平坦な地形や高い自動車依存、強い持ち家志向などを背景に薄く広がった市街地を形成してきました。

今後は、市街地の拡大傾向を抑制するとともに、既成市街地への都市機能の集約を図ることが必要です。都市機能の集約にあたっては、本市の中心的な拠点である都心と地域住民の日常生活に必要な機能が備わっている地域生活拠点、拠点間を結ぶ交通体系等の整備を図り、都心と各地域生活拠点が有機的に連携した拠点集中型のコンパクトなまちづくりをさらに深化させることが重要です。

コンパクトなまちづくりを進めることで、公共交通機関の利用促進など環境にやさしいライフスタイルへの転換を図ります。

現況と課題

■歩いて暮らせるまちづくり

本市が将来的に持続可能な都市であり続けるためには、これまで進めてきた拡散型の都市構造から集約型の都市構造に転換していく必要があります。

このため、本市では公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりの取組みをさらに深化させ、公共交通の沿線に商業や業務、文化等の都市機能を集積させるとともに、誰もが生活に必要なサービスを容易に享受できる、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進していくことが必要です。

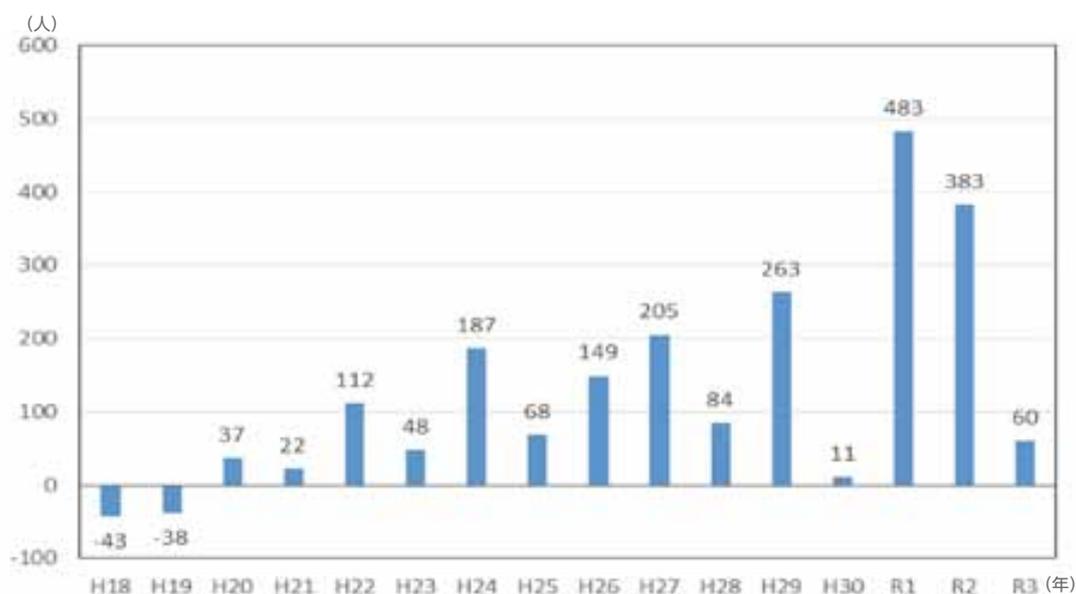
また、健康まちづくりの観点からも徒歩や公共交通を利用するライフスタイルへと転換することが重要です。

■ まちなか及び公共交通沿線への居住推進

中心市街地では、転入が転出を上回る人口の社会増が続いており、また、公共交通沿線居住推進地区においても転入超過傾向にあるなど、これまでのコンパクトなまちづくりの効果が徐々に表れてきていることから、この効果を持続させていく必要があります。

このため、まちなかでの有効な土地利用や公共交通沿線での魅力ある都市環境の創造に努め、引き続き居住誘導の推進による定住人口の増加を図っていく必要があります。

▶ 図表11 都心地区での社会動態（転入－転出）の推移

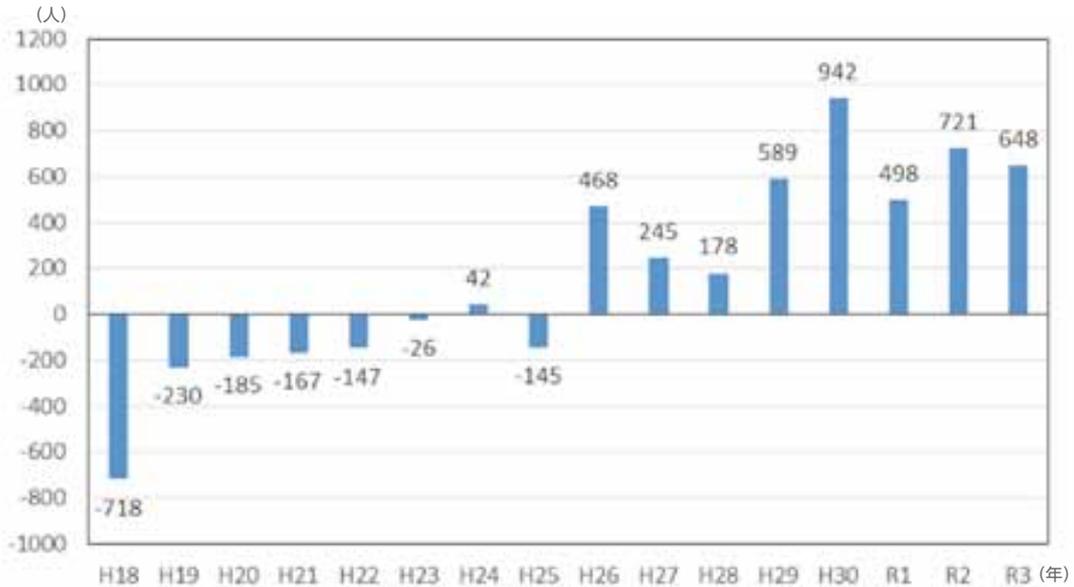


注1：各年6月末の住民基本台帳人口

注2：転入－転出数の推移

(出典) 富山市調べ

▶図表12 公共交通沿線居住推進地区での社会動態（転入－転出）の推移



注1：各年6月末の住民基本台帳人口

注2：転入－転出数の推移

(出典) 富山市調べ

■地域特性に応じたまちづくり

本市は、まちなかや公共交通沿線だけでなく、市街地を取り囲む田園・自然エリアも含む都市全体としての持続可能なコンパクトなまちづくりを目指しています。

このため、都心や地域拠点では、それぞれの地域特性や地域資源を活かした魅力や質を高めるまちづくりを進める必要があります。

また、農山村部では、居住人口や日常生活に必要な機能を維持する必要があります。

施策

4-1 コンパクトなまちづくりの推進

4-1-1 歩いて暮らせるまちづくり

4-1-2 まちなか及び公共交通沿線への居住推進

4-1-3 地域特性に応じたまちづくり

4-1-1 歩いて暮らせるまちづくり

環境にやさしく、健康寿命の延伸にもつながる、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。

- 「富山市総合計画」や「富山市都市マスタープラン」、「富山市SDGs未来都市計画」と連携して、コンパクトで環境負荷の少ないまちづくりを推進します。
- 都心と地域生活拠点が有機的に連携した都市構造への転換を図ります。
- 鉄道駅や路面電車停留場を中心とした徒歩圏において都市機能の立地の適正化と誘導を図ります。
- 安心して快適に通行できる歩行者空間を整備します。
- 人口減少、高齢化が進行する中において、全ての世代がいつまでも社会参画し、幸せに生き生きと暮らせるまちづくりを実現するため、車に依存したライフスタイルから、歩くライフスタイルへの転換を目指し、歩きたくなるまちづくりに取り組みます。

4-1-2 まちなか及び公共交通沿線への居住推進

市民や事業者向けの様々な支援策を通じて、まちなかや公共交通沿線への居住誘導を推進します。

- 市民や事業者に対して住宅の取得や建設等に対する支援を積極的に行い、まちなかや公共交通沿線への居住を誘導します。
- 路面電車の南北接続が実現し、南北一体的なまちづくりをさらに進め、賑わいのある都市空間の創造を図ります。

4-1-3 地域特性に応じたまちづくり

都心部と周辺部など、それぞれの地域の特性に応じたまちづくりを推進し、拠点集中型のコンパクトなまちの実現を目指します。

- 各地域の生活拠点の定住人口の維持・増加を目指します。
- 各地域の特性にあった都市機能の維持・誘導に努めます。
- 都心と地域生活拠点間を結ぶ公共交通の機能の維持・向上を図ります。
- 地域特性に応じた効率的な生活交通の確保に取り組みます。

目 標

	指 標	現 況	目 標 (令和8年)
4-1	総人口に占める公共交通が便利な地域に居住する人口割合	39.7% (R2)	42%以上

市民の取組み

- できるだけ公共交通機関を利用するなど、歩く機会が多いライフスタイルへの転換を図ります。
- 車に頼らなくても生活できる居住環境を選択します。

事業者の取組み

- 良好な居住環境を整えるため、公共交通沿線での宅地開発の整備促進に努めます。

基本施策4-2 環境負荷の少ない交通体系の構築

本市は、人口減少社会において地域の活力を維持・強化するため、これまでのコンパクトなまちづくりに加え、生活の質と環境が調和した「満足度の高い暮らし」の創生により、持続型社会を実現していくことを目指しています。

交通体系の構築においても、地域の特性に応じた公共交通の活性化や維持に向けた施策の展開など、まちづくりと連携した公共交通ネットワークを形成し、公共交通の利便性の維持・向上とあわせて、自動車に過度に依存しないライフスタイルの定着を図ることで、持続可能な交通体系の実現を目指します。

現 況 と 課 題

■環境にやさしい公共交通網の形成

人口減少や高齢化が進展し、自動車を自由に使えない高齢者の交通手段の確保や、二酸化炭素の排出削減による環境負荷の更なる低減が求められるなか、子どもや高齢者などが安全に移動できる手段として、環境にやさしい公共交通を将来に残していくことが必要です。

このため、さまざまな世代が公共交通を利用できるよう、さらに利便性や快適性の高い公共交通網を形成することが求められます。

■公共交通の利用促進

自動車の利用は二酸化炭素を排出し、地球温暖化につながるなど、様々な環境負荷をもたらしていることから、公共交通への転換を促すことで、自動車利用に伴う環境負荷を低減するとともに、公共交通を重要な社会インフラとして将来に引き継いでいく必要があります。

また、次世代を担う子どもたちに対しては、交通環境学習を通じて、環境や社会における公共交通の重要性とあわせて、バランスの良い交通手段の使い方を自ら考える意識を醸成していく必要があります。

▶図表13 公共交通利用率

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公共交通利用率 (%)	15.1	15.5	15.7	15.7	12.0
公共交通1日平均利用者数 (人)	63,006	64,722	65,331	65,248	49,848
富山市人口 (人)	418,304	418,045	417,234	415,765	414,102

(出典) 富山市調べ

▶図表14 路面電車利用者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
路面電車利用者数 (人/日)	19,362	19,917	20,084	19,954	15,201
うち、市内電車 (人/日)	13,889	14,366	14,601	—	—
うち、富山ライトレール (人/日)	5,473	5,551	5,483	—	—

(出典) 富山市調べ

※令和2年3月21日 路面電車南北接続事業開業

■自転車利用の促進

自転車はクリーンかつエネルギー効率の高い交通手段として環境負荷の低減だけでなく、健康増進やまちの新たな魅力の発見などにもつながることから、自転車走行空間の整備と併せて、歩行者の安全性が高まるような自転車の利用環境を整備し、利用促進を図る必要があります。

施策

4-2 環境負荷の少ない交通体系の構築

4-2-1 まちづくりと一体となった公共交通網の形成と活性化

4-2-2 公共交通利用の促進

4-2-3 自転車利用の促進

4-2-1 まちづくりと一体となった公共交通網の形成と活性化

公共交通網をまちづくりと一体的に整備し、快適でわかりやすく、誰もが便利に移動できる交通体系を整備します。

- 鉄軌道や幹線バス路線を活かし、公共交通の活性化を図ります。
- 都心と地域生活拠点間を結ぶ公共交通の機能の維持・向上を図ります。

4-2-2 公共交通利用の促進

モビリティマネジメントや交通環境学習などを通じて、公共交通の利用を促進します。

- モビリティマネジメントを実施し、公共交通の利用啓発を図ります。
- 小学生を対象に交通環境学習の一環として、のりもの語り教育を実施します。
- おでかけ定期券の発行や運転免許の自主返納の支援などを通じて、高齢者の公共交通利用を促進します。
- 公共交通の利便性を高めることで、自動車から公共交通利用への転換を促します。
- パークアンドライド駐車場の整備や、公共交通機関相互の接続性を向上し、公共交通の利用を促進します。
- 交通ビッグデータやICTを活用し、公共交通の利用促進を図ります。

4-2-3 自転車利用の促進

自動車からの転換を促すとともに、自転車を快適に利用できる環境を整備します。

- 安心・安全に走行できる自転車利用環境を整備します。
- 自転車市民共同利用システムの増設等を支援し、利便性向上と利用拡大を図ります。
- サイクルアンドバスライド駐輪場の整備など、鉄軌道や路線バスなどの公共交通機関と連携した自転車利用を促進します。

目 標

指 標		現 況	目 標 (令和8年)
4-2	公共交通利用率	15.7% (R1)	15.9% (R7)
4-2-1	市内電車の1日平均乗車人数	20,429人/日 (R1)	21,500人/日
4-2-2	のりもの語り教育の実施小学校数	66校 (R1)	65校

市民の取組み

- 環境や健康の観点からも日常生活において、できるだけ公共交通機関を利用して、車と公共交通のバランスの良い利用を心がけます。
- 日常生活において、積極的に自転車利用に努めます。

事業者の取組み

- 不必要な自動車の使用を控え、自動車を使用する際は、エコドライブを徹底します。
- ノーマイカーデーの設定をはじめ、通勤時の公共交通機関利用や相乗り出勤、時差出勤など、エコ通勤の取組みを推進します。

基本施策4-3 うるおいのあるまちづくりの推進

本市南部の山々を水源とした神通川と常願寺川の二大河川は、中山間地域や田園地帯などを潤し、良好な水辺環境を形成しながら海へ注いでいます。

また、地域住民の憩いの場や災害対策といった多様な機能を持つ公園や緑地等の水とみどりは、人々の生活にうるおいをもたらす市民共通の資産となっています。

こうした水辺環境の大切な自然資源や緑にあふれた環境を保全・活用し、うるおいのある都市環境の創出を図り、将来に引き継いでいきます。

現況と課題

■公園や緑地の状況

本市の公園や緑地などは令和2年度末で箇所数が1,144箇所、合計面積は603haで、箇所数、面積ともに年々増加しています。

公園や緑地は、市民が身近に自然と親しみ、安らぎを感じられる場であり、また、スポーツ・レクリエーションや交流活動などでの利用に加え、ヒートアイランド対策や災害時の避難場所としての役割も果たしています。

このことから、地域の状況・市民ニーズ等を的確に把握し、市民にとって利用しやすく親しまれる公園・緑地を計画的に整備するとともに、景観や環境面にも考慮したまちなかの緑化を推進し、都市部においても緑豊かな環境を形成していく必要があります。

▶図表15 都市公園等の現況（令和3年3月末現在）

名 称		箇所数	面 積
総 数		1,144	603.38ha
都市公園	総合公園	9	257.60ha
	地区公園	8	38.70ha
	近隣公園	25	44.96ha
	街区公園	1,064	90.31ha
	そ の 他	34	170.22ha
地 域 広 場		4	1.59ha

（出典）富山市調べ（県営都市公園含む）

■水とみどりの保全とネットワーク資源の活用

山から海へつながる大きな緑の広がりや水の流れは、市民共通の資産として保全し、将来へ引き継がなければなりません。

多彩な表情を持つ富山湾や、標高3,000m級の立山連峰は、訪れた人に安らぎを与え、地域の魅力を高める貴重な資源としての活用が期待されています。

また、都心においても、松川やいたち川、富岩運河環水公園などの水辺空間が形成され、城址大通りには豊かな街路樹が育てられています。

このような水とみどりの環境を大切に保全・活用していくとともに、豊かな自然環境の魅力を将来に継承していくことが重要です。

施策

4-3 うるおいのあるまちづくりの推進

4-3-1 憩いの場の創出と緑化の推進

4-3-2 水とみどりの保全・活用

4-3-1 憩いの場の創出と緑化の推進

市全体で緑豊かな環境を形成します。

- まちなかの緑地を保全します。
- 屋上緑化や壁面緑化を推進します。
- 公共施設の緑化や街路樹の整備を行います。
- 企業団地等の緑地化を推進します。
- 商業施設の緑化や、民家の庭や生垣などの緑化を促進します。
- 地域の特性に応じた公園や水辺空間などを計画的に整備します。
- 農地等の自然を保全するため、土地の適正利用を推進します。
- 街区公園の一画をコミュニティガーデンとして活用し、市民にとって利用しやすく、親しみやすい場を創造します。
- ボランティア・地域との協働により、まちなかの緑化を推進します。

4-3-2 水とみどりの保全・活用

水とみどりのまちづくりを進め、豊かな自然環境の魅力を将来に継承します。

- 道路や河川・用水沿いの樹木を保全し、豊かな自然環境の魅力を引き継ぎます。
- 海洋性レクリエーションの拠点を活用し、多様な自然体験や交流活動を推進します。

目標

指 標		現 況	目 標 (令和8年)
4-3-1	市民1人当たりの身近な緑のオープンスペースの面積	10.06m ² (R2)	10.24m ²
4-3-1	公園管理サポート実施数	6公園 (R2)	8公園

市民の取組み

- 自宅の庭や屋上、ベランダなどの身近な場所に植樹などを行い、緑化に努めます。
- 身近な公園の環境保全に努めます。
- 地域の身近な緑のまちづくりに参加します。

事業者の取組み

- 新たな土地利用や事業の実施にあたっては、エネルギーや水、緑などの環境に配慮した施設の整備や設備の導入を行います。
- 事業所周辺や屋上などを緑化します。

基本施策4-4 まちの景観・美観と歴史・文化の継承

美しい景観は、そこで暮らす人の心に安らぎやゆとりをもたらすだけでなく、訪れる人の心にも美しい富山市を印象づけます。

このことから、沿岸部から山岳地帯までの豊かな自然景観や、地域の歴史を物語る建造物群の景観などを保全・活用するとともに、市街地においても良好なまち並みを整備し、優れた都市景観やこれまで引き継いできた歴史的・文化的な資源などの「富山市らしさ」を将来に継承します。

現況と課題

■景観

本市は、富山湾、雄大な立山連峰、北アルプスの山々を水源とした神通川や常願寺川など大小の河川、田園風景、森林など、四季折々の美しい自然景観に恵まれているほか、岩瀬や八尾地区等には歴史的風情のあるまち並みも残っており、多様な景観資源を有しています。

また、都心部では、県庁・市役所周辺地区が都市景観大賞（都市景観100選）を受賞しているほか、平成18年に開業した富山ライトレール（ポートラム）や平成21年に開業した市内電車環状線（セントラム）は、デザイン性が高く、周辺の環境と調和した質の高い都心景観を演出しています。

本市では、これらの貴重な景観資源を眺望（眺望景観、眺望点）、面（都市景観、歴史景観、田園景観、自然景観）、点（建築物、工作物、樹木）の形態から保全・創造し、表情豊かで魅力的な景観形成を図ることとしており、引き続き、自然景観や伝統的な景観の保全・形成をはじめ、景観法に基づく諸制度を活用しながら、地域の特性を活かした景観まちづくりを進めていく必要があります。

■歴史・文化

本市では、風致地区として富山城址風致地区、呉羽山風致地区の2箇所を指定し、より快適な都市環境を創り出すため、自然環境の保全を図っていますが、その他の地域に残る歴史や伝統文化などの貴重な地域資源についても保全・活用し、将来に継承していくための対策が必要となっています。

▶図表16 風致地区の指定状況

名称	位置	面積
富山城址風致地区	本丸	約14ha
呉羽山風致地区	安養坊、五艘、五福、寺町、金屋、呉羽町地内	約280ha

（出典）富山市「富山市の都市計画（令和3年度）」

施策

4-4 まちの景観・美観と歴史・文化の継承

4-4-1 美しい景観の保全・創造

4-4-2 歴史・文化の継承

4-4-1 美しい景観の保全・創造

美しい景観やまち並みに配慮したまちづくりを進め、上質な景観を形成します。

- 良好な都市景観を保全・形成します。
- 屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の規制を行います。
- 公共事業や開発事業における景観整備を推進します。
- 景観まちづくりの意識啓発を行うとともに、重点的に景観まちづくりを行う必要がある地区を指定します。
- 周辺との調和や一体感などに配慮した建築行為等を支援し、八尾地区等の景観保全と形成に取り組みます。
- 市街地における無電柱化を推進します。
- 落書きの速やかな除去を促進し、まちの美観を保全します。
- 中心市街地のカラス対策に取り組みます。
- 緑豊かなまち並み景観を創出します。
- まちなかの魅力的で美しい夜間景観を創出します。
- 海岸保安林を保全管理し、海辺の景観保全に努めます。

4-4-2 歴史・文化の継承

文化財の保存・活用などにより、歴史・文化を将来に引き継ぎます。

- 富山城やその城下町、旧森家住宅や旧馬場家住宅の伝統的な建造物群の保全・活用を推進します。
- 地域の伝統的行事などの保全・活用を推進します。

目 標

指 標		現 況	目 標 (令和8年)
4-4-1	景観まちづくり推進区域の指定の累計	2地区 (R2)	5地区
4-4-1	無電柱化整備延長	210m (R2)	620m以上
4-4-1	屋外広告物の是正指導による適正化件数	39件 (R2)	676件

市民の取組み

- 地域に暮らす人々の生活そのものが良好な地域の景観づくりに影響を与えることを認識し、主体的に景観づくりに取り組みます。
- 家などの新・改築時は景観に配慮するよう努めます。
- 公共空間をきれいに保つために、ごみ出しのルールを守ります。
- 地域の清掃や美化活動などに、参加・協力します。
- 地域の共有財産である文化財の歴史と価値について理解を深めます。

事業者の取組み

- 景観に関する法令を遵守し、地域の構成員として、景観の保全に努めます。
- 屋外広告物のルールを守り、景観を阻害しないよう配慮し、違法な看板や貼紙は設置しません。

目標5 | 持続可能な付加価値を創造し続けるまち

今日の環境政策は、自然共生や脱炭素、資源循環といった個別分野への課題の対応にとどまらず、環境関連産業が地域経済の活性化を促し、経済が活性化することで環境や社会も良くなる「環境と経済、社会の好循環」を創り出しており、まちづくりや経済社会システム全体に与える影響は多大なものがあります。

本市では、持続可能な社会の構築に向けて、これまでの環境モデル都市、環境未来都市の取組みをSDGsの視点からスパイラルアップを図り、民間企業等が有する知識、技術、ノウハウ等を十分に活用し、自立・分散型の地域づくりや国際機関とのネットワークを活用した海外への普及展開などの取組みを分野横断的に推進していく必要があります。

また、環境先進都市として、更なる環境価値を見出すとともに、環境政策を通じて環境的価値・経済的価値・社会的価値を一層高めていくことにより、地方創生につなげていくことも重要です。

「持続可能な付加価値を創造し続けるまち」を目標とし、「農林水産資源の高付加価値化」、「地域資源を活かした持続可能な地域づくり」、「広域的・国際的な支援・協力の推進」、「環境先進都市のブランド化」を基本施策とします。

基本施策5-1 農林水産資源の高付加価値化

本市は、環境を良くすることを、経済や社会の活性化と融合させ、新しい価値を創造し続けていくまちを目指しています。

農林水産業は地域に根ざした産業であることから、その持続性を確保し、新しい付加価値の創造基盤として、将来に引き継いでいかなければなりません。

そのため、農林水産業の振興とともに、地産地消による農林水産物の販売拡大や6次産業化を推進し、農林水産資源の高付加価値化を図ることで、環境と経済、社会の好循環を実現します。

現況と課題

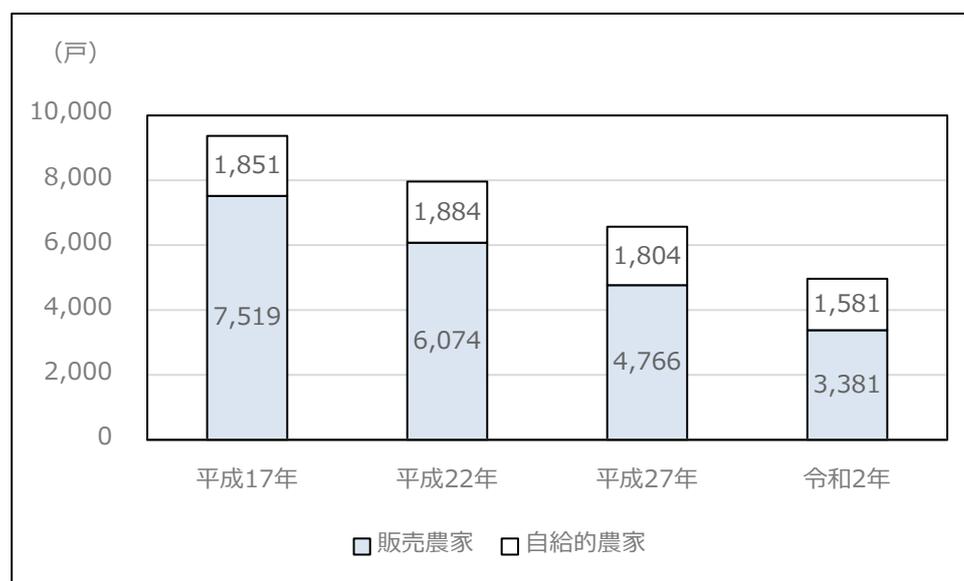
■農林水産業

本市の農業は、高齢化や後継者不足に直面していることから、農業経営の大規模化を進めるとともに、農業経営の多角化を通じて収益力の高い農業を実現し、国内外での競争力を高める必要があります。

また、林業は、山村地域の過疎化や少子高齢化の進展による後継者不足、長期的な木材価格の低迷などにより収益が悪化しています。持続可能な林業経営には、造林や素材生産の低コスト化、放置が進む人工林等の計画的な間伐と有効活用、市内産材の消費拡大などをあわせて推進する必要があります。

さらに、水産業の主要魚種であるホタルイカ、シロエビは、漁業関係者によるブランド化等の努力が着実に魚価に反映されつつあり、引き続きバランスの取れた持続可能な水産業の展開が求められます。

▶ 図表17 農家数の推移



(出典) 農林水産省「農林業センサス」

■ 地産地消の推進

近年、安心・安全かつ新鮮で美味しい農産物を求める消費者の声の高まりとともに、生産者の販売方法の多様化も進むなか、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」の機運も高まっています。

このため、「地産地消」の推進体制を構築し、農林水産物の販売拡大を推進するとともに、生産規模の拡大及び生産者の育成・確保に努め、農林水産業の活性化に取り組んでいく必要があります。

■ 6次産業化の推進

少子高齢化の進展により、生産年齢人口が減少し、今後、人手不足の深刻化が想定されることから、限られた労働力でより付加価値の高い産業の振興を図る必要があり、農林水産業の6次産業化が求められています。

特に、本市では薬用作物・健康作物の6次産業化を進め、「薬都とやま」の強みを活かせるように、生産拡大を図っていくことが重要です。

施策

5-1 農林水産資源の高付加価値化

5-1-1 農林水産業の振興

5-1-2 地産地消の推進

5-1-3 6次産業化の推進

5-1-1 農林水産業の振興

農業・林業・水産業の振興を図り、持続可能な一次産業を形成します。

- 農地の集積と集約化を進め、生産コストの縮減を図ります。
- 集落営農組織の設立や農業法人化に対する支援及び人材育成を行い、農業の多様な担い手の育成を図ります。
- AI、ICT及びロボット技術等先端テクノロジーを活用するスマート農林水産業を推進し、若者など新たな担い手を確保するとともに、農林水産業の活性化を目指します。
- 市内産の農畜産物のブランド化を推進し、市内の販売店でのPR販売や首都圏、さらには海外に向けた販路の拡大を検討します。
- 森林組合を支援し、林業構造の改善を図ります。
- 市内産材を使用した木造建築の啓発・普及に向けた取組みを支援し、地域材の活用を促進します。
- 漁業支援策を通じて、持続性のある漁業の振興に努めます。

5-1-2 地産地消の推進

地産地消を推進し、地場産業の活性化を図ります。

- 地域で生産する農産物などの地産地消を推進し、食のおいしさや安全の確保、地域・経済の活性化、環境負荷の低減などに努めます。
- 「地場もん屋」での地場農林産物や農産加工品の販売促進を支援し、生産者の掘り起こしや育成を図ります。
- 富山ならではの物産を創出、ブラッシュアップするとともに、販路拡大しようとする事業者、生産者、地域団体を支援し、地元での消費の促進に繋がります。

5-1-3 6次産業化の推進

農林水産業の6次産業化を推進します。

- 医薬品や健康食品の原料となる作物の栽培を支援します。
- 「富山えごま」の地域ブランド化を図り、6次産業化を推進します。
- 農業者と商工業者とのマッチング、さらにはコミュニティビジネスの推進など、新たに6次産業化に取り組む農業者などを支援します。

目 標

指 標		現 況	目 標 (令和8年)
5-1-1	認定農業者である農業法人経営体数	126経営体 (R2)	101経営体
5-1-1	農業サポーター登録者数	811人 (R1)	900人
5-1-1	スマート農林水産業の導入経営体数	0件 (R2)	12件
5-1-1	地域材生産量	16,947m ³ (R2)	19,000m ³
5-1-1	新規林業就業者数	11人 (R2)	20人
5-1-2	地場もん屋の販売額	253,774千円 (R2)	260,182千円
5-1-2	学校給食における地場産食材の使用 品目数	30品目 (R1)	25品目
5-1-3	健康作物の栽培面積	21.3ha (R2)	36.6ha

市民の取り組み

- 農業サポーターの活動に参加し、農業を支援します。
- 自らの知識や経験を活かし、商工業や農業の担い手として積極的に活動します。
- 家庭菜園や農業体験活動に積極的に参加します。
- 地域材を積極的に利用します。
- 地元産の食材を積極的に購入します。
- 6次産業化により生産された加工品などの購入に努めます。

事業者の取り組み

- 農業の生産コストの縮減に努めます。
- 新鮮で安全な富山の物産の販売やPRに努めます。
- 林業構造の改善に努めます。
- 安心・安全な地場産品を出荷します。

基本施策5-2 地域資源を活かした持続可能な地域づくり

将来を見据えた持続可能な地域づくりに向けて、地域に存在する資源を発見し、環境負荷の少ない再生可能エネルギーとしての適正かつ最大限の活用促進など、地域の特性に応じた自立・分散型のエネルギーシステムを形成することが重要です。

環境負荷の少ない地域づくりを通じて、地域経済及び社会を活性化させ、地域発の新しい価値創造につなげていく必要があります。

現況と課題

■地域特性に応じた自立・分散型コミュニティの形成

本市では、都市部はもとより、田園地帯が広がる郊外や中山間地域においても、それぞれの地域生活拠点ごとにコンパクト化を図り、その地域に住む人が魅力的で質の高い暮らしができる持続可能なまちづくりを目指しています。

しかしながら、都市部では、都市化の進展や生活様式の多様化などにより、従来の地域社会における連帯意識や地域への愛着心が希薄化しつつあるとともに、農山村部でも過疎化・高齢化により、コミュニティの維持が困難になりつつあります。

このため、地域コミュニティの維持・強化とあわせて、それぞれの地域生活拠点ごとに地域特有の再生可能な資源を活かし、循環する自立・分散型のコミュニティの形成を図りつつ、都

市部と農山村部が適切に地域資源を補完しあうことができる、多様でレジリエントな都市活動の基盤を構築していくことが必要です。

■地域資源を活用した交流促進と活性化

それぞれの地域における豊かな自然や産業、歴史、文化など、多様な資源を活かしたまちづくりが重要です。

このため、市域の広大な森林をはじめとする豊かな自然環境を活かした自然体験空間や森林公園の整備、環境関連施設、地域独自の産業や歴史文化資産などの地域資源を活用し、他の地域にはない本市ならではの魅力を創造することにより、地域間交流の促進や地域の活性化につなげていく必要があります。

施策

5-2 地域資源を活かした持続可能な地域づくり

5-2-1 地域特性に応じた自立・分散型コミュニティの形成

5-2-2 地域資源を活用した交流促進と活性化

5-2-1 地域特性に応じた自立・分散型コミュニティの形成

自立・分散型コミュニティの形成のため、地域特性に応じた持続可能な取組みを進めます。

- 小水力発電など、再生可能エネルギーを活用したエネルギー確保に努めます。
- 間伐材の有効利用を促進します。
- 地域コミュニティ内での資源循環、消費を推進し、地域の活性化を図ります。

5-2-2 地域資源を活用した交流促進と活性化

地域資源を活用した取組みにより魅力ある地域を創出するとともに、地域間や若者、女性など幅広い層での交流促進と地域活性化を通じて、地域内消費の拡大、地域経済の好循環につなげます。

- 都市と農山村の交流による森林や里山、農地の再生・保全を図ります。
- 豊かな自然を活かしたグリーンツーリズムや次世代エネルギーパークを巡るエコツーリズムなど、環境体験型観光を促進します。
- 「とやま森の四季彩フォト大賞」を開催し、地域の魅力を創造、発信します。

- 地域の魅力を体感し、学習できる機会・場の充実を図り、地域資源を活用した取組みの活性化に努めます。
- 農業を核として地域の持つ自然や食、文化などを活用したコミュニティビジネスを推進します。
- 生き物とふれあえる機会の充実や体験型イベントの開催などを通じて、環境に興味を持つ次世代の育成とともに、地域での子どもと大人、子ども同士の交流促進を図ります。
- 風景や自然、歴史、文化に親しみながら散策できる呉羽丘陵フットパスの利用を促進します。
- 観光施設でのLEDライトアップや環境に配慮したイベント開催などを実施し、地域の活性化を図ります。

目 標

指 標		現 況	目 標 (令和8年)
5-2-1	小水力発電施設の箇所数と年間発電可能量	3箇所 773万kWh (R2)	7箇所 1,179万kWh

市民の取組み

- 地域材についての理解を深め、燃料としての利用や建築資材としての活用に努めます。
- 地域資源を利活用し、富山市ならではの魅力を理解するとともに、交流人口の増大を図ります。
- 棚田や里山林の保全活動などを通じて、都市住民との交流を図ります。

事業者の取組み

- 小水力発電の設置など、再生可能エネルギーの導入・活用に努めます。
- 地域の資源や魅力を伝える機会の提供に努めます。

基本施策5-3 広域的・国際的な支援・協力の推進

地球温暖化や海岸漂着ごみといった課題は、本市だけではなく、近隣の自治体や国、県、さらには環日本海をはじめとする広域的・国際的な協力が不可欠です。

また、様々なステークホルダーと連携を図りながら、環境先進都市である本市の知見や市内民間企業の技術等により、海外都市が抱える環境問題等の解決に向けて支援していきます。

現況と課題

■ 広域的・国際的な連携協力

本市では、周辺の自治体と広域的なごみ処理をはじめ、国や県と連携した環境の監視及び調査を行っており、今後とも連携を一層強化し、環境問題に取り組んでいく必要があります。

また、国際展開においては、少子高齢化や環境問題への対応など、海外都市が直面する諸課題について、その解決に資するコンパクトシティ政策を中心とした環境施策を進めるモデル都市として、国際協力・国際貢献の推進が求められています。

施策

5-3 広域的・国際的な支援・協力の推進

5-3-1 広域的・国際的な取組みの推進

5-3-1 広域的・国際的な取組みの推進

環境の様々な分野・領域で、国内外の自治体や国際機関等と連携した取組みを推進します。

○ごみ処理や流木対策、自然保護など、近隣自治体と連携し、広域的に取り組めます。

○海洋ごみ問題への対応など、国や県と連携してNOWPAP（北西太平洋地域海行動計画）の活動に対して、支援・協力を行います。

○ONPEC（環日本海環境協力センター）が行う海洋に関する調査研究等に協力し、海洋環境保全に貢献します。

○海洋プラスチックごみを削減する取組みを富山連携中枢都市圏域を含む周辺市町村にも拡大し、連携を強化します。

○多様な主体の連携により、地球温暖化対策等の戦略的な取組みを推進し、国連サミットで採択されたSDGs（「持続可能な開発目標」）に貢献します。

○ICLEI（持続可能な社会の実現を目指す国際的な自治体協議会）への加盟自治体としての取組みを推進します。

○世界銀行の「都市パートナーシップ・プログラム選定都市」の取組みを推進します。

市民の取組み

- ・自らの経験を活かして国際協力に取り組み、積極的にその活動を広げます。

事業者の取組み

- ・環境関連技術の開発・支援など、国際協力・国際貢献活動に積極的に取り組みます。

基本施策5－4 SDGs達成に向けた脱炭素の取組みの推進

本市は、2018年にSDGs未来都市の選定を受け、これまで環境価値・経済価値・社会価値を統合的に捉え、地域課題の解決を目指すSDGsの取組みを推進してきたところです。

特に、近年の地球温暖化などの気候変動がもたらす災害の激甚化を踏まえ、SDGsゴール13「気候変動に具体的な対策を」が目指す脱炭素への取組みは、地域課題の解決のみならず、地域としての魅力向上につながるなど、地方創生に向けた取組みであることから、令和3年3月に表明したゼロカーボンシティの実現に向けて、官民連携を図りながら、本市が一丸となって推進する必要があります。

現況と課題

■環境モデル都市

本市は、温室効果ガスの大幅な削減など脱炭素社会の実現に向け、平成20年7月に「環境モデル都市」に選定され、平成21年3月には、「富山市環境モデル都市行動計画」を策定し、温室効果ガス削減目標の実現に向けて取組みをすすめています。令和元年度から令和5年度を計画期間とする「第3次行動計画」では、地球温暖化防止のさらなる深化を図るため、「温室効果ガス排出削減量の目標設定の見直し」、「再生可能エネルギーの利活用の加速化」、「気候変動適応方針」を盛り込み、事業を推進します。

■ゼロカーボンシティの表明

国による「2050年の温室効果ガス 排出実質ゼロ」の宣言を契機に、国内でのゼロカーボン

の実現に向けた機運が高まる中、本市は令和3年3月に「ゼロカーボンシティ」を表明しました。本市が「ゼロカーボンシティ」を表明することは、「コンパクトシティのネクストステージ」として、環境施策を一層推進し、急速に進展する気候変動への対策を強化するなど、これまでの持続可能なまちづくりの更なる深化を図るものであり、SDGsの推進はもとより、脱炭素化に向けた地域での取組みや様々なステークホルダーとの連携を加速させます。

■富山市エネルギービジョン

官民が連携し、地域が一体となって「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組みを推進するために、方針・施策・温室効果ガス削減目標等を掲げる「富山市エネルギービジョン」を令和3年3月に新たに策定し、「2050年の温室効果ガス排出実質ゼロ」という目標の達成に向け、「再生可能エネルギーの導入拡大・活用推進」を基本方針の一つに掲げ、取組みを推進します。

施策

5-4 SDGs達成に向けた脱炭素の取組みの推進

- 5-4-1 SDGs未来都市の推進に資する取組み
- 5-4-2 ゼロカーボンシティの実現に向けた取組み
- 5-4-3 環境モデル都市の取組みの推進

5-4-1 SDGs未来都市の推進に資する取組み

「SDGs未来都市」として、脱炭素化と都市レジリエンスの融合により、安全・安心かつ環境負荷を低減した「セーフ&環境スマートシティ」を構築するとともに、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの地産地消を推進する自立分散型エネルギーシステムの展開により、地域循環共生圏の構築を目指します。

- コンパクトシティ戦略により持続可能な都市経営を深化させる包括的なエネルギー政策の推進を図ります。
- 環境問題のみならず、経済・社会問題の同時解決により、ローカルSDGsの実現を目指す再生可能エネルギーに着目した地域循環共生圏の構築を図ります。
- 再生可能エネルギー由来の電力利用率の向上や、災害時のBCP対策を強化した自立分散型エネルギーシステムの面的展開とレジリエンスの強化を図ります。

5-4-2 ゼロカーボンシティの実現に向けた取組み

官民が連携し、地域が一体となって「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、方針・施策・温室効果ガス削減目標等を掲げる「富山市エネルギービジョン」に基づき、「2050年の温室効果ガス排出実質ゼロ」という目標の達成に向け、取組みを推進します。

- 市域で使用する電力の脱炭素化を推進するため、再生可能エネルギーについて、供給面では導入拡大、需要面では活用推進を図ります。
- 省エネルギーの推進に向けて、省エネ機器・設備の導入や更新、燃料転換等を引き続き推進し、市域でのエネルギー消費量の削減を図ります。
- 温暖化対策の推進による「経済と環境の好循環」の創出には、民間事業者の取組みが大きな役割を担うことから、エネルギービジネスの活性化の支援を図ります。
- ゼロカーボンシティの実現に向けて、脱炭素化に向けた地域での取組みや、さまざまなステークホルダーとの協働の強化を図ります。

5-4-3 環境モデル都市の取組みの推進

「環境モデル都市」として、環境的、社会的、経済的価値を創造する分野横断的な取組みを推進します。

- 公共交通の利便性の向上を図りつつ、公共交通の利用促進や自動車からの交通行動の転換を促すことにより公共交通の活性化を図り、持続可能な交通ネットワークの構築の実現を目指します。
- 都心及び地域拠点の育成を図ることにより、都心及び公共交通沿線への居住、機能集積を実現し、コンパクトなまちづくりを推進します。
- コンパクトなまちづくりと合わせ、市民生活のエコライフへの転換を図ります。
- 本市の率先行動や普及啓発等により、コンパクトなまちづくりと企業活動の一体的な推進を図ります。
- 気候変動の影響への適応による都市レジリエンスの推進を図ります。
- 環境的価値、経済的価値、社会的価値のより一層の統合的向上を図り、持続可能な付加価値を創造し続ける環境づくりを推進します。

目 標

	指 標	現 況	目 標 (令和8年)
5-4-2	電力需要に対する再生可能エネルギーの導入割合	41.4% (R1)	47.2% (R12)

市民の取組み

- コンパクトなまちづくりと合わせ、市民生活のエコライフへの転換を図ります。
- 市民一人ひとりが主体的にSDGsの取組みを推進します。
- 再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入の検討を行います。

事業者の取組み

- 地域課題を解決するために、官民の連携や未来共創についての取組みを推進します。
- 民間建築物におけるエネルギー利用の効率化を推進します。
- 市内企業の技術・ノウハウのパッケージ化により、国際展開を図ります。

目標6 | 環境を支える人づくりと協働のまち

身近な自然や地球環境を守り、持続可能な社会を構築していくためには、環境に対する市民や事業者の意識の変革を促し、自発的かつ積極的な行動を起こしていくことが重要です。誰もが環境に配慮した取組みを実施し、互いに連携していくため、環境関連の情報発信とあわせて、家庭、学校、地域、企業の様々な場において環境教育・環境学習を推進する必要があります。

また、こうした取組みの場を通じて、人と人とのつながりによるソーシャルキャピタルの醸成やコミュニティの強化、地域活性化にもつながるよう、ボランティア・NPO、地域、事業者、行政の協働をさらに進めていくことが求められています。

そのため、本市は環境を支える人づくりと協働を通じて、「人と自然」、「人と人」とがいきいきと共生できる社会の形成を目指します。

「環境を支える人づくりと協働のまち」を目標とし、「環境教育・学習の推進」、「協働による共生社会づくり」を基本施策とします。

基本施策6-1 環境教育・学習の推進

私たちが直面する環境問題は、社会情勢によって時代の変遷とともに大きく変化してきており、本市の豊かな自然と快適で住みよい環境を守り続けるためには、変化する課題に柔軟に適應できる次世代の育成が重要です。

また、子どもたちに限らず、多くの人が身近な自然と親しみ、環境について学習できる場や環境保全活動に取り組む機会を提供することも必要であることから、世代に応じた環境関連の情報発信を積極的に行い、環境を支える人づくりを進めます。

現況と課題

■次世代の担い手への環境教育

グローバル化・情報化・少子化等、社会構造が大きく変化し、子どもたちの教育に関わる課題が多岐にわたるなか、子どもたちの個性を大切にし、生きる力を育むことや、自分たちが住む地域の良さを知ることなどが重要になってきています。

本市には、豊かな自然環境や多様な環境関連施設があり、こうした環境を活かし、次世代の担い手に対する環境教育を行っていくことが必要です。

「E S D（接続可能な開発のための教育）」は、持続可能な社会の実現に向けて、私たち一人ひとりが世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育です。

本市においても、自然体験活動の充実やE S Dの実践をはじめ、あらゆる機会を通じて環境や地域に対する意識を幼児期から醸成するとともに、生きる力を育んでいくことが必要です。

■環境学習の機会・場

本市北部のエコタウン産業団地内には、環境教育・学習・啓発活動を行うことを目的としたエコタウン交流推進センターが立地しています。

また、市内には郷土の動植物についての様々な知識を普及するため、富山や日本の動物を中心とした生態展示などを行う富山市ファミリーパークのほか、自然科学の博物館である富山市科学博物館、日本の四大公害病の1つである「イタイイタイ病」について学ぶことのできる富山県立イタイイタイ病資料館といった施設があり、様々な環境分野について多角的な視点から学習できる環境が整っています。

また、国から次世代エネルギーパークとして認定されている小水力発電所や木質ペレット工場など、市内にある複数の再生可能エネルギー施設を活用し、面的な環境学習の場を市民に広く提供しています。

このほか、富岩運河での環境学習支援船の運航や環境に関するイベント、講座なども多数開催しており、恵まれた自然環境やこれらの環境学習施設、企業の取組み等と連携させながら、環境学習の機会・場づくりを充実させていくことが必要です。

■環境関連の情報発信

本市は環境先進都市として高い評価を得ているものの、その取組み内容等については、必ずしも市民に広く認知されていない現状があります。

一方で、環境関連の情報は、環境学習や環境活動推進の基盤であり、その充実を図っていくことが重要です。

これらのことから、環境関連の情報を分かりやすく、積極的に発信していくことが必要です。

施策

6-1 環境教育・学習の推進

6-1-1 次世代の担い手への環境教育

6-1-2 環境学習の機会・場づくり

6-1-3 環境関連の情報発信

6-1-1 次世代の担い手への環境教育

次世代を担う子どもたちへの環境教育を進めます。

- 自然体験活動の充実を図るなど、身近な自然を活用した環境教育・学習を推進します。
- 行政の関連部局や教育機関、公民館、市民団体のほか、企業などが協力し、環境教育・学習を推進できるよう、連携や調整を図ります。
- 学校教育の現場などと連携し、子ども向けの学習プログラムや教材作成、教員を対象とした情報提供や研修などを行い、学校教育における環境教育を推進します。
- 学校等に出向き、環境教室や3R推進スクールを実施することで、海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化対策、資源循環やごみの排出抑制に関する教育を推進します。
- 小学生を対象に交通環境学習の一環として、のりもの語り教育を推進します。
- 小学生を対象とした植樹体験活動を通じて、子どもたちの環境意識や地域社会への帰属意識を醸成します。
- 小中学生を対象とした農業体験の場づくりを進めるとともに、教育機関と連携した体験学習プログラムの実施を検討します。
- 体験型イベントの開催などを通じて、環境に興味をもつ次世代の育成を図ります。

6-1-2 環境学習の機会・場づくり

環境学習の機会・場の充実を図ります。

- 市民・ボランティアや企業などの力を活用し、多くの市民が地域の魅力を体感し、関心を持って参加できる環境学習の場と機会の充実を図ります。
- 体験的な学習や環境保全に関する技術・技能を修得できる機会を設けます。
- 多くの市民が環境保全行動に意義を感じながら楽しく取り組める機会・場づくりを進めます。また、行動に向けたインセンティブ（動機づけ）に努めます。
- チームとやましの会員やSDGs推進コミュニケーターなどを育成していくとともに、その活用を促進する仕組みを検討します。
- 地域や職場の環境保全リーダーの育成、派遣などに取り組めます。
- エコタウン交流推進センターにおける環境学習内容の充実を図るとともに、関連イベントとの連携等によりセンターの活性化に努めます。
- ファミリーパークの整備などを通じて、市民が生き物とふれあう機会を増やします。
- 水辺の生態系に関する市民団体等による教育・啓発活動を支援します。
- 科学博物館における環境学習を実施し、常設展示、プラネタリウム、フィールドワークとの連動性をさらに高めます。
- 「イタイイタイ病」の教訓を後世に伝えるため、県と連携・協力し、富山県立イタイイタイ病資料館の活用充実を図ります。
- 次世代エネルギーパークの見学等を通じて、環境学習の場を提供します。

- 生涯学習プログラムにおいて、市民の環境に対する理解促進に努めます。
- 県と連携して環境学習支援船を運航し、運河の歴史や水辺の生態系等について学ぶ場を提供します。
- 市民や事業者に対して、気候変動への適応やSDGs（「持続可能な開発目標」）について学習できる機会・場づくりに努めます。

6-1-3 環境関連の情報発信

情報は、学習や行動の基盤であるため、環境関連の情報を分かりやすく、積極的に発信します。

- 環境関連の情報を市民や事業者に分かりやすく提供します。
- 市の広報やホームページ、イベントなど、様々な媒体や場を活用し、多くの人に環境関連の情報が届くように工夫します。
- 環境報告書などを作成・公表し、富山市の環境や環境関連活動の情報の共有化を図ります。
- 出前講座などを通じて、環境関連情報を分かりやすく伝えます。

目標

指 標		現 況	目 標 (令和8年)
6-1-1	3R推進スクール実施率	43% (R1)	50%
6-1-1	のりもの語り教育の実施小学校数 (再掲)	66校 (R1)	65校
6-1-2	エコタウン交流推進センター 利用者数 (再掲)	7,827人 (R1)	8,500人
6-1-2	科学博物館の観覧者数	10.7万人 (R1)	13.0万人

市民の取組み

- 環境教育・学習活動に積極的に参加します。
- 環境についての情報に関心をもち、環境保全活動に活かします。
- エコ・科学・エネルギー施設と連携して開催する環境関連イベントに参加します。

事業者の取組み

- 従業員に環境教育・学習の機会を提供します。
- 講師の派遣など、地域や学校における環境教育・学習を支援します。
- 環境に関連する情報を公開し、提供します。

基本施策6-2 協働による共生社会づくり

様々な環境問題の解決に向け、市民、ボランティア・NPO、事業者等が地域の一員であることを自覚し、それぞれの協働による取組みについて、一人ひとりの環境意識の変革だけでなく、人と人とのつながり強化や地域の活性化につなげていくことが重要です。

エコライフ・エコ企業活動の推進、ボランティア・地域との協働を通じて、取組みの輪を広げ、持続可能な共生社会づくりを進めます。

現況と課題

■エコライフ・エコ企業活動の推進

市民のライフスタイルやワークスタイルをより環境負荷の少ないものに転換していくため、様々な場で環境啓発を行うことで、市民・事業者等の意識を変革し、行政との協働により、環境にやさしい社会づくりを進めていく必要があります。

また、こうした取組みを通じて、消費者による環境にやさしい商品の選択や、事業者による自主的な環境保全の取組みを促すことも必要です。なお、事業者に対しては、資源循環とエネルギーの高度利用を組み合わせた技術等の開発を推進することで、その成果を活用した新たなビジネスを確立し、持続可能な産業・社会を形成していくことも重要です。

■ボランティア・地域との協働

本市では、町内会やPTA、ボランティア団体、環境NPOなど、地域で環境活動を行っている組織や団体が多くあり、身近な緑や里山の保全、地域と学校が連携した環境教育など様々な活動を展開しています。

こうしたボランティア・地域との協働を推進し、自主的・積極的な環境活動や、環境負荷の少ない地域づくりを進めていくことが必要です。

今後は、希薄化しつつある地域内の住民同士のつながりはもとより、世代や地域を越えた多様な人と人とのつながりを強化し、ソーシャルキャピタルを高めていくことも重要です。

施策

6-2 協働による共生社会づくり

6-2-1 エコライフ・エコ企業活動の推進

6-2-2 ボランティア・地域との協働

6-2-1 エコライフ・エコ企業活動の推進

「チームとやまし」の推進などにより、エコライフ・エコ企業活動を進めます。

○脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政等が協力・連携した「チームとやまし」の取組みを推進します。

○環境負荷低減の重要性や活動例の情報提供等により、市民生活のエコライフへの転換を図ります。

○戸建住宅等の省エネ性能の向上を図ります。

○国・県と協力して、環境意識を啓発し、個人や家庭、地域ぐるみの取組みを推進します。

○企業等の活動における自動車の利用を見直します。

○オフィス等の業務建築物の省エネ性能の向上や生産活動における新エネルギーの普及・転換を図ります。

○グリーン購入の普及拡大に努めます。

○産業廃棄物、事業系一般廃棄物の減量化・資源化を推進するPR活動を実施します。

○環境関連助成を通じて、再生資源を原材料とする事業を支援します。

○省エネルギー、省資源設備の導入に対する環境保全設備資金の利用を促進します。

○環境分野の研究開発型ベンチャーの育成に努めます。

○環境ビジネスの取組みを支援するため、事業者や大学・研究機関・行政など、事業の開拓や実施に関わる様々な主体の調整や連携を促進します。

6-2-2 ボランティア・地域との協働

ボランティア・地域との協働の推進により、環境活動を活発化させるとともに、地域や人のソーシャルキャピタルの醸成を図ります。

○多くの市民や事業者が気軽に環境保全活動に参加できる機会や場を設けます。

○町内会やPTA、各種団体による資源集団回収や環境美化、緑化、水辺の生態系の保全、コミュニティガーデンの管理など、地域の力を活用した環境保全活動を支援・促進し、地域

コミュニティ内の環境意識の醸成を図ります。

○森林の整備・保全、農業振興などの分野でボランティアの力の活用促進を図ります。

○ハンギングバスケットや植樹柵など、市民協働による花飾り活動を促進します。

○ボランティア団体、環境NPOなどの活動を支え、地域環境活動の活発化を図ることを検討します。

目標

指 標		現 況	目 標 (令和8年)
6-2-1	チームとやましメンバー数	25,658人 (R2)	28,500人
6-2-2	「ふるさと富山美化大作戦」 実施地域数	79地域 (R1)	現況値を維持する。
6-2-2	竹林ボランティア活動参加者数 (再掲)	162人 (R1)	200人
6-2-2	公園管理サポート実施数 (再掲)	6公園 (R2)	8公園
6-2-2	森林ボランティア団体数 (再掲)	62団体 (R2)	68団体

市民の取組み

- 「チームとやまし」に参加し、地球温暖化防止活動を実践します。
- 家庭で環境について話し合い、エコライフを実践します。
- 環境保全活動やボランティア活動へ積極的に参加します。
- 地球規模の環境問題に関心を持ち、地域や家庭単位で環境にやさしい行動を実践します。
- PTAや婦人会など、さまざまな単位で積極的に資源物の集団回収活動や美化活動に参加します。
- 公園管理等の身近な地域活動やボランティア活動、イベントなどに積極的に参加します。
- 地域の環境美化活動による世代間交流などを通じて、コミュニティづくりを推進します。
- 事業者等が行う環境関連事業に参加・協力します。

事業者の取組み

- 「チームとやまし」に参加し、地球温暖化防止活動を実践します。
- 環境に関する経営方針や社内体制を整備します。
- 事業活動における環境負荷の低減に取り組むため、環境マネジメントシステムの考え方や仕組みを取り入れ、環境面から企業の社会的責任（CSR）を果たします。
- 地域の一員であることを自覚し、地域の環境保全活動への参加や支援を行います。
- 省エネ・省資源関連の設備導入に努めます。
- 大学・研究機関・行政などと連携し、環境ビジネスの拡大・定着を図ります。

第2期 富山市環境基本計画（後期基本計画）

環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま

発行：令和4年3月 富山市

編集：富山市環境部環境政策課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2053

FAX 076-443-2122

富山市ホームページ <https://www.city.toyama.toyama.jp/>